

平成25年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成25年9月19日（木曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	五十嵐 聡 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
4 番	丸 山 文 靖 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
12 番	小 関 勝 教 君
13 番	土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	市 川 厚 記 君
市 民 部 長	竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	山 崎 一 広 君
経 済 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君

消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総務部総務課主査	平 野 太 一 君

教育委員会委員長職務代理者	森 田 みちえ 君
教 育 長	早 瀬 公 平 君
教 育 部 長	伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇 君

農業委員会会長	西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長	吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員	山 口 隆 慶 君
監査事務局長	濱 砂 邦 昭 君

◎欠席説明員

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
----------	-----------

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	中 平 匡 司 君
次 長	三 上 忠 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の代理出席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

教育委員会委員長高橋泰浄君は都合により欠席いたしますので、委員長職務代理者森田みちえ君が代理出席いたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9番 金子義彦議員

10番 高田正則議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

10番、高田正則議員。

●10番高田正則議員（登壇） 平成25年第3回定例会に当たり、大綱2点につきまして、市長にお伺いいたします。

大綱1点目は、地域振興についてであります。その1つ目は、地域経済の現状についてであります。内閣府が9月13日に発表した月例経済報告によりますと、「景気は、緩やかに回復しつつあり、先行きについては輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される」とのことです。

報道等でも、「日本経済はアベノミクス効果により景気が好転している」と報じられていますが、円安傾向から石油等の輸入品の価格が高騰し、また、電気料金の値上げなど、地域経済に影響を及ぼすと思われますが、道内及び市内経済の現状についての認識をお伺いいたします。

その2つ目は、広域観光についてであります。国土交通省によりますと、北海道の雄大な自然、雪、温泉などの観光資源は、国内の旅行者のみならず、外国人旅行者からも人気が高く、積極的な海外プロモーション活動の

推進などもあり、台湾、中国、韓国等の東アジアからの旅行者がここ数年大幅に増加していることから、北海道観光は大きな可能性を有しており、今後、国際観光地としての展開がますます期待されているとのことでもあります。

また、今月、平成24年度の観光客入込数が発表されましたが、北海道の観光入込数は5,098万人で前年対比10.5%の増、外国人観光客入込数も79万4,000人と前年対比38.7%増と報道されております。2020年の東京オリンピック招致も決まり、今後ますます、北海道に観光客が入り込むことが期待される場所でもあります。

これまでの本市における広域観光の事業内容と今後の広域観光の方向性についてお伺いをいたします。

その3つ目は、中心市街地活性化についてであります。近年、生活拠点の郊外化が進み、市中心部居住人口の減少や近隣あるいは大都市への購買力の流出などに伴い、中心市街地が空洞化し、商業環境は大変厳しい状況が続いている中、まちなか交流広場は、すずらん通り商店会などの中心市街地の活性化を図るため、買い物客の無料駐車スペース及び月決め有料駐車場や各種イベント会場として整備されたものでありますが、これまでの活用状況と今後の活用の方向性についてお伺いいたします。

その4つ目は、農商工連携についてであります。農商工連携は、農林水産業者と商工業者がそれぞれ有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品、新サービスの開発等に取り組むことであり、農林水産省と経済産業省が共同

で支援しており、最近では、富山県氷見市の「はとむぎ茶」や沖縄県読谷村の「紅いもタルト」のように、地域の農産物等を使って農商工連携による地域活性化を実現している地域が各地で見られるようになってきているとお聞きしております。

財政健全化中の本市にとっても、こうした国や道の補助金を活用した地域振興施策が有効と考えますが、本市における平成 24 年度の農商工連携補助金の活用結果と今年度の状況についてお伺いいたします。

また、市役所の組織改正で農政部と商工交流部が統合され、「経済部」となりましたが、この統合により、基幹産業の農業と商工業の連携による経済の活性化とともに、組織運営の効率化も図られると承知しているところですが、これが市役所内部にとどまらず、市内の商業団体、農業団体が連絡・連携しやすい機会づくりも必要ではないかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

大綱 2 点目は、環境行政についてであります。その 1 つ目は、地球温暖化対策についてであります。地球の平均気温は過去 100 年間に 0.74 度上昇しており、2100 年には、世界平均気温がさらに 1.8 度から 4 度上昇するとの予測もなされております。この地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、日本においても、農水産物や生態系への影響、暴風、台風等による、過去に例がないような甚大な被害なども観測されております。地球温暖化のほとんどが人為的な影響による可能性が高いとされており、適切な対策を講じることにより、温室効果ガス排出量を相殺、削減できるとされております。

本市におきましては、本年 3 月をもって美唄市地球温暖化対策実行計画の第 1 期計画期間が終了したところであり、その総括と本年 4 月からの美唄市温暖化対策実行計画の第 2 期計画について、その概要をお伺いいたします。

その 2 つ目は、最終処分場についてありますが、最終処分場の残余容量については、これまでも、議会の中でも、たびたび取り上げられてきているところではありますが、最終処分場の現況についてお伺いいたします。

また、平成 24 年度に残余容量調査を実施したとお聞きしておりますが、その結果と対応についてお伺いいたします。

その 3 つ目は、再資源化・減量化についてであります。ごみの減量化や再資源化を図り、循環型社会の構築を目指すことは、環境負荷の低減となり、地球温暖化の防止や CO₂ の削減にもつながり、大変重要なことと考えます。

そこで、本市の再資源化・減量化への取り組みについてお伺いをいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 高田議員の質問にお答えいたします。

初めに、地域振興について、地域経済の現状についてであります。北海道経済産業局が 8 月 13 日に公表した 7 月の経済概況によりますと、台湾、中国、韓国など、アジア諸国からの観光客の増加を背景に、観光産業が回復傾向を継続しているほか、設備投資、個人消費なども回復の兆しが現れており、北海道経済は総じて上向いているとの判断を示し

ているところであります。

本市におきましては、昨年から引き続き、企業の設備投資が堅調に推移し、7月には、東明工業団地の企業が農業用コルゲート管の製造ラインを増設したほか、コンビニ2店のオープンや民間賃貸アパートの高齢者向け賃貸アパートへの転用など、設備投資は緩やかに回復傾向を継続しているところであります。

しかしながら、本市経済全体を見ますと、建設事業や一部サービス業などの業種によっては、わずかながら回復基調にあるものと思われませんが、国や道と比較して、アベノミクス効果は今のところ、まだまだ実感できてないものと判断しているところであります。

次に、広域観光についてであります。本市におきまして、平成23年から、美唄、三笠、月形、浦臼の2市2町が連携して、札幌圏の物産展や札幌駅前地下歩行空間でのイベントに参加し、特産品や観光PRを実施しているほか、首都圏や関西圏での物産展において、本市の特産品の販売PRにあわせ、近隣自治体の観光PRも行っているところであります。

また、4月にサイクルツーリズムそらち連絡会の代表として台湾を訪問したことを受け、8月には、台湾の自転車協会役員とサイクリング愛好家10数名の方にお越しいただき、その際、かぶら祭りにもゲストとして参加をしていただき、日本と台湾の交流が深められたものと考えております。このツアーは、参加した皆さんから空知のサイクリングルートについて高い評価をいただいたほか、テレビでも道内、全国向けに特集が組まれ、全国的にも注目を浴びているところでございます。

市としましては、各種イベントへの参加や海外観光客の誘致活動について、近隣自治体との連携を図り、広域観光の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、まちなか交流広場の利用状況についてであります。無料駐車スペースについては、平日の日中は、買い物客などの利用によりほぼ満車の状態となっており、買い物客などの利便性の確保が図られているものと考えております。

また、イベントにつきましては、平成23年度から、コアビバイやすすらん通り商店街が実行委員会を組織し、「まちなか交流広場ワクワク祭り」を開催し、3回目となる本年も、「食のフリーマーケット」との合同開催により、多くの市民の方々が来場するなど、夏の一大イベントとして定着してきたものと考えております。

市といたしましては、まちなか交流広場の利活用は、中心市街地の活性化につながることから、今後におきましても、指定管理者である商工会議所やすすらん通り商店街の皆さんと連携・協働し、まちなか交流広場の多面的な利活用を通じ、賑わい創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、農商工連携についてであります。農商工連携補助金については、平成24年度は、前年度の認定事業3件を継続事業として認定したほか、新たに2件の事業を認定し、総額で272万3,000円の事業費になったところであり、本年度につきましては、9月現在で、昨年度の認定事業2件に加え、新たに2件の事業を認定し、総額で184万8,000円の事業費になっているところであります。

次に、農商工連携事業の推進についてですが、国・道や支援機関などの支援メニューを活用するための仲立ちをするほか、地域経済円卓会議を通じて、商工会議所や農協などの関係団体との連携体制を強化するとともに、試験研究機関や大学の意見も参考にしながら、商品化に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

また、アンテナショップや食にこだわったまちづくり市民試食会などの各種イベントを情報発信の場として活用するほか、道内・道外のイベントや商談会にも積極的に参加して、販路拡大につなげていくことが必要であると考えております。

次に、環境行政について、地球温暖化対策についてですが、市では、平成 20 年 4 月に策定いたしました「美唄市地球温暖化対策実行計画」を基に、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間、市の公共施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできたところでございます。

この計画では、平成 18 年度現在における温室効果ガスの排出量を、平成 24 年度までに 12.1%削減することを目標に、こまめな節電をはじめ、暖房温度の抑制や公用車に対する燃費向上対策など、44 項目の具体的な取り組みを定め、着実に実行してきた結果、平成 23 年度には 22%の削減が行われるなど、目標は大きく上回る結果となったところであります。

また、平成 25 年 4 月に策定した第 2 期計画では、平成 29 年度までの期間において、平成 23 年度までの取り組みを踏まえ、新たに「電気製品等の新規購入時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを購入する」取

り組みを 1 つ追加し、45 項目の取り組みを行うこととし、平成 23 年度の実績より、さらに 5 %削減する目標を定めたところでございます。

次に、最終処分場についてでございますが、現在の最終処分場は、平成 19 年度から平成 33 年度までの 15 年間埋め立てする計画で整備されましたが、平成 24 年度から予定しておりました「広域焼却施設処理計画」が遅れたことに加え、豪雪被害による災害ごみの受け入れなどにより、全体の埋立量が計画埋立量よりも増加している状況となっております。

このため、平成 24 年度において最終処分場の現地測量を実施し、残余容量調査と埋立可能年数の推定を行った結果、埋立済量は約 8 万 7,000 立方メートルで、当初計画の埋立可能量の 10 万 5,200 立方メートルとの比較では、約 83%が埋立済となっており、余容量は約 1 万 8,200 立方メートルであることが確認され、平成 26 年度中には計画数量に達することが推定されたところでございます。

このことから、道と協議を行い、1 万 0,400 立方メートルの嵩上げについて届け出を行い、全体埋立可能容量を 11 万 5,600 立方メートルとして変更を行ったところでございます。

これにより、平成 24 年度末時点において、残余容量は約 2 万 8,600 立方メートルまで増加されたところであります。

なお、平成 27 年度から新たな分別収集を行い、生ごみは堆肥化することとし、生ごみを除く燃やせるごみについては、広域の中間処理施設で焼却処理を行うこととなります。

このため、埋立量は現行の約 3 割に減少することが見込まれますので、現在の最終処分

場は延命化が図られ、平成 30 年度中まで埋め立てが可能になるものと推定しているところでございます。

次に、ごみの減量化や再資源化についてありますが、市における具体的な取り組みといたしましては、本年 4 月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に先駆け、平成 23 年 10 月より、ビデオデッキや電子レンジ、携帯電話など、使用済小型家電の無料拠点回収を市役所で実施しているところであり、平成 24 年度の引渡量は 42 トンとなっております。

また、平成 24 年 4 月からは、市役所窓口において、不用になった古着の無料回収によるリサイクルを実施しており、平成 24 年度の引渡量は 3.8 トンとなっております。

そのほか、リサイクルセンターでは、プラスチック製容器包装ごみやペットボトル、空き缶、ダンボール、びんなどの処理を行い、ごみの減量化や再資源化に努めているところですが、燃やせないごみの中に資源ごみの混入が見受けられることから、ごみの適正分別の周知ポスターの掲示や、リサイクル品の展示をリサイクルフェアで実施したほか、広報紙メロディーや市のホームページで広く市民に周知しているところであります。

今後におきましても、持続可能な循環型社会の構築を目指すため、市民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化と再資源化の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 10 番、高田正則議員。

●10 番高田正則議員 一通りお答えをいただきました。ありがとうございます。

自席から再質問させていただきます。

まず、広域観光についてであります。広域観光については、8 月に開催されました本市地域経済円卓会議の中でも議題となり、平成 30 年度開通予定の道道美唄富良野線に絡め、修学旅行などの観光バスが、美唄経由で札幌から富良野に至る幹線ルートになると期待され、観光客向けのトイレ整備や観光客がとどまる体験型観光の研究などのアイデアが出されていたとお聞きしておりますが、市としての整備の方向性についてお伺いいたします。

また、この沿線には美唄国設スキー場があり、この施設も拠点となり得るものと考えておりますが、レストハウスについては、老朽化が進んでおり整備が必要と考えますが、今後の整備についてのお考えをお伺いいたします。

次に、中心市街地活性化についてですが、まちなか交流広場については、駐車スペースのほか、イベント会場として活用されておりますが、昨年も今年も雨が続き、会場に水たまりができ、イベント運営に支障が生じたとのお話もお聞きしており、舗装化するなどの必要性もあるかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、地球温暖化対策についてですが、美唄市地球温暖化対策実行計画は、市の公共施設を対象とした計画ということですが、市民とともに取り組む必要があるかと思いますが、市民を対象とした地球温暖化対策の取り組み内容について、お伺いをいたします。

次に、最終処分場についてですが、

最終処分場の埋め立て終了の時期は、平成 30 年度と推定されているというお答えであります。埋め立て終了以降の最終処分場についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 高田議員のご質問にお答えします。

初めに、観光施設についてであります。平成 30 年までに開通する予定となっている道道美唄富良野線の沿線には、東明公園の桜やアルテピアッツァ美唄、炭鉱メモリアル森林公園、美唄ダムなど、美唄を代表する観光資源や炭鉱遺産が多数あることから、私としては、この沿線を本市の観光拠点に位置づけるとともに、レストハウスにつきましても、単に改修という観点ではなく、どのような機能を持たせて整備することが最も効果的か、引き続き、地域経済円卓会議での意見や市民の皆様方の声なども聴きながら、さまざまな観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、まちなか交流広場の舗装化についてであります。これまで3回ワクワク祭りを実施して、いずれの年も雨に見舞われ、会場内には至るところに水たまりができ、来場された市民の皆様方にはご迷惑をおかけしたものと考えているところでございます。

財政健全化を進めている現状においては、現段階での舗装化は難しいものと考えておりますが、今後の利用状況や財政状況などを踏まえ、整備の方向性について検討してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策の市民を対象とした取り組みについてであります。市では、平

成 22 年度に美唄市環境基本計画を策定し、「豊かな自然、快適な生活、資源を循環利用する社会を共に創り、未来に継承するまちづくり」のため、市と市民、事業者それぞれの取り組みについて定めているところであります。

市民の具体的な取り組みとしましては、自動車利用時のエコドライブの実施をはじめ、省エネルギー型機器の使用や節電、灯油などの燃料削減に努めることなどを定めているところでございます。

なお、これらを推進するため、市では、環境家計簿の配布や地球温暖化対策に関する情報をホームページで紹介をしているところであり、今後につきましても、継続して地球温暖化対策の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、最終処分場の埋め立て終了後の取り組みについてであります。平成 30 年度以降のごみの最終処分方法については、財政負担及び市民負担をできるだけ抑えることを基本とし、新たに最終処分場を整備する方法や民間の処分場を活用する方法のほか、現処分場をさらに嵩上げする可能性など、新たな延命化策を含め費用対効果を考慮し、早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

2 番、長谷川吉春議員。

●2 番長谷川吉春議員（登壇） 平成 25 年第 3 回定例会にあたり、大綱 3 点について、市長にお尋ねいたします。

大綱質問の 1 点目は、行財政問題についてであります。その 1 つ目は、美唄市財政健全

化計画の見直しについてであります。美唄市財政健全化計画は平成 19 年に策定し、平成 24 年に計画の見直しを行っていますが、この計画について、次の点についてお聞きいたします。

1 つ目は一般会計についてであります、1 つには、自主財源と地方交付税のそれぞれについて、当初計画の平成 20 年から平成 24 年までの見込額の合計と決算額の合計は幾らになるのか、また、その差額は幾らになるのかお聞きいたします。

2 つには、平成 24 年 11 月の計画見直し版において、平成 25 年から 27 年度までの連結実質赤字比率が、平成 21 年から 24 年までの比率の推移から見て急速に下がっていますが、その理由について、どのような見通しでそうになっているのか、お聞きいたします。

3 つには、現在の連結実質赤字比率における美唄市の全道の都市の中での順位は、どのようになっているのかお聞きいたします。

4 つには、職員数の削減についてであります、当初計画策定年度の正職員数と平成 25 年 4 月の時点での正職員数の比較がどのようになっているのか、お聞きいたします。

また、当初計画策定時の臨時職員、嘱託職員の人数が、平成 25 年 4 月の人数に比較してどのようになっているのかお聞きいたします。

次に、職員給与の削減についてであります、職員給与の削減は健全化計画の中でも大きなウェートを占めていますが、平成 21 年から平成 24 年までの削減の総額は幾らになるのか、お聞きいたします。

2 つ目は、病院会計についてであります。美唄市財政健全化計画における病院会計の平

成 25 年度以降の資金不足比率が、平成 21 年から 24 年までの比率の推移から見て大きく改善される見込みとなっていますが、その根拠がどうなっているのか、計画どおりに改善する見込みがおりなのかどうか、お聞きいたします。

行財政問題の 2 つ目は、消費税増税による各会計、特に一般会計と病院会計に対する影響についてであります。

安倍首相は、10 月の初めに消費税の増税についての方針を発表することを表明しており、消費税が増税されるという問題の現実性が強まっています。

消費税が増税された場合、それが一般会計や病院会計にどのような影響があるのか、10%になった場合の影響についてお聞きいたします。

大綱質問の 2 点目は、福祉行政についてであります。その 1 つ目は、生活保護費の削減による影響についてであります。

国では、8 月 1 日から、生活保護費のうち食費や光熱費など日常生活の費用に充てる生活扶助の基準額を 1.5%下げました。

8 月分の扶助費を受け取った人たちの中からは、大きな不安の声が上がっています。こうした削減が平成 27 年度には 10%まで引き下げられるとなれば、生活に重大な影響が出ることは明らかであります。保護受給者の中では、とりあえず 8 月分は受け取ったものの、今後どのようになるのか、年間を通した場合、どのようになるのか。また、家族構成でどのようになるのか、そうした疑問を多くの人たちが抱えています。

そこでお聞きいたしますが、年齢や家族構

成でどのようになるのか、お聞きいたします。

1つ目は、70歳以上のひとり暮らしの世帯の場合。2つ目は、70歳以上の二人世帯の場合。3つ目は、40歳代の夫婦と小学1年生、中学2年生の4人世帯の場合。4つ目は、40歳代の母と小学1年生、中学2年生の3人世帯の場合など、こうした世帯での扶助費が、制度の改正前と改正後の年間の金額がどのようになるのか、平成26年度及び27年度の比較はどのようになるのか、お聞きいたします。

併せて、各種の減免制度への影響はどのようになるのか、お聞きいたします。

福祉行政の2つ目は、介護保険制度の改定の見通しについてであります。政府の社会制度改革国民会議が今後の社会保障制度のあり方について最終報告をまとめ、それを受けて政府は、来年の通常国会で関連法案を提出し、平成27年度から実施しようとしています、多くの国民からは、新聞報道だけではよくわからない、詳しく知りたいという声もありますが、市としては、社会制度改革国民会議の報告の介護保険制度の部分について、どのように捉えておられるのか、お聞きいたします。

大綱質問の3点目は、環境行政についてあります。生ごみの堆肥化に向けての取り組みについてお聞きいたします。1点目は、堆肥化の施設の設置に向けての取り組みであります、平成26年度工事着工、平成27年度の稼働に向けての本体の工事、また、それに付随する工事の取り組みの状況をお聞きいたします。

2点目は、生ごみの回収方法についてであります。回収方法については、幾つかの方法があると思います。例えば、各家庭にポリバ

ケツを用意して、中身だけを回収車に積み込むという方法、回収車にポリバケツを積み込んで、それに生ごみを入れるという方法、各家庭からはビニール袋に入れて、ごみボックス・ごみ収集所に集約して、パッカー車で回収する方法、そのほかにもいろいろあると思いますが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

また、回収の回数ですが、現在、生ごみが混入している燃やせるごみは週2回の回収となっています。これは、悪臭や衛生上の理由からだと思いますが、回収の回数についてどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

3点目は、生ごみ以外の可燃ごみの回収についてであります。可燃ごみから生ごみを分別されれば、可燃ごみの量は約3分の2ぐらいになると思いますが、この場合、悪臭や衛生上の問題を全く考えなくてもいいのかという問題があります。

しかし、高齢者が多く生ごみの分別が不十分であったり、紙おむつなどの混入があったりなど、悪臭や衛生上配慮しなければならないこともあると思いますが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、行財政問題について、美唄市財政健全化計画の見通しについてありますが、市税などの自主財源等について、当初計画における平成20年度から平成24年度までの5年間の見込額合計と決算額合計についてありますが、自主財源の見込額252億1,511万

円に対し、決算額 245 億 3,220 万円で、決算額が 6 億 8,291 万円少なくなっております。

また、同じ期間における地方交付税は、見込額 340 億 3,974 万円に対し、決算額 365 億 5,031 万円で、決算額が 25 億 1,057 万円多くなっております。

次に、連結実質赤字比率が下がっている理由についてであります。病院会計への不良債務解消のための繰出金の前倒し実績や平成 25 年度以降の計画的な繰り出しにより、平成 27 年度末には不良債務が解消される見込みであることから、比率が段階的に下がっているものであります。

次に、全道の都市順位についてであります。公表されている直近の平成 23 年度決算では、連結実質赤字比率が生じている都市は 2 市あり、本市が最も悪い比率となっております。

次に、企業会計を含めた全会計の職員数についてであります。当初計画策定年度の平成 20 年 4 月は 454 人、今年 4 月は 408 人で、46 人の減となっております。

また、臨時・嘱託職員数は平成 20 年 4 月が臨時職員 175 人、嘱託職員 108 人、今年 4 月は、臨時職員 189 人、嘱託職員 135 人で、臨時職員が 14 人、嘱託職員が 27 人、それぞれ増えております。

また、平成 21 年度から平成 24 年度における正規職員数の減と給与の独自削減に伴う削減額の総額は、15 億 9,108 万円となっております。

次に、財政健全化計画の平成 24 年度見直し版における病院会計の単年度資金収支額については、平成 25 年度は 2 億 4,300 万円、平成

26 年度は 3 億 3,800 万円、平成 27 年度は 3 億 3,700 万円を見込んでおり、不良債務解消のための一般会計繰入金と各年度の経常収支から、資金不足比率については、平成 25 年度 51.7%、平成 26 年度 25.4%、平成 27 年度マイナス 0.8%になると見込んでおります。

現在、入院及び外来患者数の減少等から診療収益確保が大変厳しい状況となっております。平成 25 年度以降につきましても、医師の確保はもちろんのこと、診療報酬の増加に向けた取り組みとして、医療機器の整備や新たな施設基準の申請を行うなど、診療収益の確保を図るほか、一層の経費縮減に努め、計画が達成できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消費税増税による一般会計と病院会計に対する影響についてであります。初めに、消費税が 10%になった場合の一般会計の影響についてですが、課税対象取引となる需用費や委託料、工事請負費などの支出が 5%増えると考えておりますが、これらの増加費用については、普通交付税の基準財政需要額の算定の中で、ある程度増額されるものと考えております。

しかしながら、使用料、手数料などの受益者負担で賄う費用等については、普通交付税の増額はないのではないかと考えておりますので、今後、これらの使用料等の見直しは必要と考えております。

また、消費税は、税収の国と地方の配分が定められており、10%になった場合は、この配分が国が 7.8%となり、そのうち地方交付税にまわるのが 1.52%で、地方交付税は現行より 0.34%増えるほか、残りの 2.2%が地方

消費税で、現行より 1.2%増えることとなっております。

地方交付税の増加分 0.34%と地方消費税の増加分 1.2%分についても、消費税増税の関連法律では社会保障財源となっておりますので、こうした費用の増加が見込まれるところであります。

いずれにいたしましても、一般会計に及ぼす影響については、地方財政計画が示されておきませんので、現時点での見通しについては、不透明な状況にあるところでございます。

次に、病院会計の影響についてであります。平成 24 年度決算を基に消費税増税額を試算いたしますと、消費税率 10%では、約 2,000 万円の経費増になるものと見込んでおります。

次に、福祉行政について、生活保護費削減による影響についてであります。先般の生活保護法による保護の基準の一部改正により、生活扶助基準について、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人数・地域差による影響を調整し、平成 20 年度以降の物価動向を勘案し、平成 24 年度の基準額から、10%を限度となるよう扶助基準額を調整することとし、激変緩和措置を講じ、本年 8 月から 3 年間かけて段階的に実施することとなったところであります。

各世帯構成の生活扶助額の年度毎で比較しますと、70 歳以上の単身世帯で、改正前の旧基準額では、年額で 74 万 5,560 円、本年 8 月からの改定で、平成 25 年度の生活扶助額は 74 万 3,080 円となり 2,480 円の減額、また、平成 26 年度では年額で 73 万 8,120 円、平成 27 年度では年額で 73 万 4,280 円となり、改正前の額と比較し、平成 26 年度では 7,440 円、

平成 27 年度では 1 万 1,280 円の減額となります。

次に、70 歳以上の夫婦 2 人世帯で比較しますと、改正前の旧基準額では、年額で 110 万 9,520 円、本年 8 月からの改定では、平成 25 年度は年額で 110 万 3,680 円となり 5,840 円の減額、また、平成 26 年度では年額で 109 万 1,880 円、平成 27 年度では年額で 108 万 3,000 円となり、改正前の額と比較し、平成 26 年度で 1 万 7,640 円、平成 27 年度で 2 万 6,520 円の減額となります。

次に、40 歳の夫婦と小学 1 年生、中学 2 年生の 4 人世帯で比較しますと、改正前の旧基準額では、年額で 200 万 7,600 円、本年 8 月からの改定で、平成 25 年度は年額で 196 万 3,040 円となり 4 万 4,560 円の減額、また、平成 26 年度では年額で 187 万 3,800 円、平成 27 年度では年額で 180 万 6,840 円となり、改正前の額と比較し、平成 26 年度で 13 万 3,800 円、平成 27 年度で 20 万 0,760 円の減額となります。

次に、40 歳の母と小学 1 年生、中学 2 年生の 3 人世帯で比較しますと、改正前の旧基準額では、年額で 167 万 0,040 円、本年 8 月からの改定で、平成 25 年度は年額で 163 万 3,000 円となり 3 万 7,040 円の減額、また、平成 26 年度では年額で 155 万 8,800 円、平成 27 年度では年額で 150 万 3,120 円となり、改正前の額と比較し平成 26 年度で 11 万 1,240 円、平成 27 年度で 16 万 6,920 円の減額となります。

次に、各種減免制度における影響についてであります。生活保護の生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる国の制度では、個人住民税の非課税限度額、保育所の保育料の免

除に係る階層区分、戦傷病者特別支援法に基づく療養手当などがございます。

また、地方単独事業の主なものは、準要保護者に対する就学援助で、生活保護法に基づく基準額の1.15倍以下とし、養育医療給付事業の生活保護世帯等は自己負担はなしとなっております。

次に、介護保険制度改正の見通しについてありますが、今後の高齢化の中で持続性を高めていくための制度改革として、社会保障制度国民会議によりまとめられた内容について、初めに、介護サービスの効率化・重点化に係るものとしましては、1点目は、要支援者に対する介護予防サービスを市町村事業に移行するものであります。市町村が地域の実情に応じ地域資源を効果的に活用し、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら必要な支援を行うものであります。

2点目は、市町村において行われてきた地域支援事業の見直しであります。これまでの介護予防事業、包括支援事業、地域の実情に応じた任意事業から、在宅医療及び在宅介護の連携強化を、高齢者生活支援及び介護予防に関する基盤整備、認知症に係る施策を行うよう見直しされております。

3点目は、利用者負担の引き上げです。これまで介護サービスを利用した際の自己負担は一律1割でしたが、一定以上の所得者については2割に引き上げる方向です。

4点目は、介護施設等の居住費・食費負担を軽減する補足給付要件の見直しであります。これまでの所得に加え、預貯金などの資産も勘案するよう求めています。

5点目は、特別養護老人ホームの利用対象者の変更です。これまで要介護1からの利用であったものを要介護3からの中重度者に重点化が図られています。

次に、保険料負担の増大の抑制に係るものについてでございますが、1点目は、低所得者の1号保険料の軽減措置の拡充であります。

2点目は、2号保険料である介護納付金を総報酬の額に応じたものにし、負担の公平化を図るというものであります。

なお、現段階では改正の詳細は未定ですが、年内に見直し案がまとめられ、来年の通常国会に改正法案の提出が予定されております。

このことから、各市町村においては、これらの改正を踏まえ、平成27年度からの第6期介護保険事業計画を策定することとなります。

次に、環境行政について、生ごみ堆肥化に向けての取り組みについてであります。初めに、堆肥化施設設置の取り組み状況につきましては、現在、施設整備の基本計画を行っており、内容といたしましては、処理施設、土木建設設備、電気計装設備、付帯設備、その他の設備等の発注仕様書を作成することとしております。

なお、堆肥化には、さまざまな方法があることから、基本設計では処理対象物や処理能力、敷地面積、公害防止基準、堆肥の製造量、製品品質等を示すこととしております。

次に、生ごみの回収方法についてであります。平成23年から平成24年にかけて実施いたしました生ごみ堆肥化に関するアンケート調査のうち、女性団体を対象とした調査結果では、収集回数について、週2回を希望する方は63%、週1回を希望する方は25%との

結果となっております。

また、道内において、生ごみの分別収集を実施しております他市の状況を申し上げますと、16市のうち15市が週2回で、1市が週1回の収集となっているところでございます。

これらの調査結果を参考に、現時点においては、現行の燃やせるごみと同様の収集回数を考えているところでございます。

また、生ごみの収集車両につきましては、収集時における悪臭や汚水などを考慮し、4トンのパッカー車で収集することとしております。

次に、生ごみ以外の燃やせるごみの回収についてであります。生ごみを分別収集することにより、主に、紙類となる燃やせるごみの量も減少するほか、悪臭等の衛生面の問題も解消されるものと考えておりますので、現時点では週1回の収集によるものとして考えているところであります。

いずれにいたしましても、現在、これら生ごみ等の収集方法について、廃棄物減量等推進審議会において検討をいただくようお願いをしておりますので、これらの意見を踏まえ、市として総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 2番、長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員 この場から、何点かについて再質問させていただきたいと思えます。

1点目は、財政健全化計画の見通しの中で、一般会計で27年までにかなり大幅に改善されるという見通しになっているわけですが、計画が確実に達成できる、そうした核心

をお持ちなのかどうかということが1つあります。

それから次にですけれども、この健全化計画が平成27年度まで達成できたとして、平成28年度以降の職員給与をどのようにお考えなのか、以前の給与体制に復活するという具合にお考えなのかどうかということでもあります。

先ほどのご答弁では、企業会計を含めた全会計の職員数については、当初計画の平成20年4月には454人、今年4月が408人で、46人が減っていると、減になっていると。

また、臨時・嘱託職員は、平成20年4月が臨時職員175人、嘱託職員108人、今年4月の時点では、臨時職員が189人、嘱託職員が135人で、臨時職員が14人、嘱託職員が27人、それぞれ増えているという具合にお答えされているわけですね。

そうすると、市役所で働く正職員あるいは臨時・嘱託職員の総数で見ると、どういうぐあいになるかということでは、職員の総数、臨時・嘱託も含めて、平成20年では737人、平成25年4月、今年の4月現在では732人ということ、5人の減ということになるわけですね。こうして見ると、職員の総数というか、市役所で働く人たちの総数はそう変わっていないわけです。

これで見ると、いわゆる財政健全化計画の中で、正職員の定数をそれぞれ年次的に計画を立てて減らすということで実施されてきているわけですが、今年の4月現在で見れば、総数で見ると5人しか減っていないということになるわけです。

私は、この美唄市財政健全化計画を策定するときに、策定に対しては反対の立場をとり

ました。その大きな理由は、職員の給与削減という問題と職員定数を削減するということが主な理由だったわけです。

そうすると、正職員の数が減っているという問題で言えば、その理由が、主に正職員と臨時あるいは嘱託職員との給料の差額、いわゆる人件費の削減であったということが明らかになると思うわけです。

私は、この健全化計画策定のときに、職員の給与削減に反対したわけですが、現在、健全化計画が平成 27 年で計画どおり達成するという見通しであるならば、私は、少なくとも正職員の給与を元に戻すということが必要でないかというぐあいに思います。

特別職だとかそういう方の部分は別にしても、それ以外の職員の給与は元に戻すということを、是非、行う必要があるんでないかというぐあいに思います。

それから次に、病院の問題ですが、平成 27 年で不良債務が解消すると、資金不足が解消するという見通しになっているわけですが、それが達成したとして、28 年度以降の市立病院をどうするかという問題についてでありますけども、今、多くの市民の中から、市立病院をなんとか、新しい市立病院を作りたいという、そうした要望も多く聞かれるわけです。

仮に、市立病院を新しく造るとすれば、それなりの債務が生じるわけでございますけれども、そうした場合に、これまで健全化計画実行にあたっては、多くの市民の皆さん方の負担に対する理解や、また、市の職員の人たちの給与の削減に対する理解の問題、そうしたことがあったわけですが、そうした市

民負担の部分あるいは職員の給与削減という部分が引き続き行われるとしても、市立病院は新しく欲しいという市民の意見もあるわけではあります。

この問題については、果たして、それが多くの市民からの同意が得られるのか、あるいは市の職員の人たちの同意が得られるのか、その辺のところは、まだわからないわけですが、そうした意見もあることも踏まえて、平成 28 年度以降については、市立病院を新しく建て直すということについてどのようにお考えなのか、お聞きしたいというぐあいに思います。

次に、消費税の問題でありますけども、消費税が 5 % から 8 % に値上がりするという問題、非常に大きな問題があるわけではあります。

安倍政権が今、強行を狙っている消費税の増税、来年 4 月には現在の税率の 5 % を 8 % にすると、再来年の 10 月には、さらに 10 % に引き上げるというものであります。8 % へ引き上げただけでも約 8 兆円、10 % になれば 13 兆 5,000 億円、こうした巨額の負担を国民に押しつけるものになるわけですが、これは、低所得者ほど負担が重たい逆進性の強いものであるわけです。今、国民の所得が目減りしておりますし、また、経済がデフレ不況から抜け出していない中で、こうした増税を強行すれば、暮らしにも経済にも致命的な打撃を与えるのは明白なわけではあります。

民主党政権時代に自民党、公明党と消費税増税を談合で決めた際に、「経済状況の好転」を条件として、安倍政権が発足後、経済再生を最優先してきたのもその懸念があったわけですが、実施の半年前になっても対策の

追加を言わなければならないこと自体、再生が実現していないことを証明しているわけです。実際に、政府の月例経済報告、9月の報告でさえ、景気はゆるやかに回復したというのが精一杯で、個人消費についても、8月の「持ち直している」という表現が「持ち直し傾向にある」という方に後退しました。雇用や所得の改善も遅れているわけです。

安倍首相が、先週検討を指示した追加的な対策は5兆円規模と言われてはいますが、8兆円の増税のため5兆円もの対策を追加すること自体、無理やり増税を強行するという、そうした政策の道理のなさを示しているわけであります。しかも、その中身として、政府内から持ち出されているのは、ゼネコン向けの公共事業の追加や投資減税など法人税の減税であります。財界が強く求めている法人税の実効税率の引き下げについてまで、甘利経済再生担当大臣が前のめりの姿勢になっています。

どの世論調査でも、「予定どおり4月から増税する」という回答を、「延期する」「中止する」という答えが圧倒しています。

増税中止は国民の声だという具合に思いますが、そうした増税をしないように、国に対して値上げしないように働きかける必要があるのではないかというぐあいに思いますけれども、市長のお考えをお聞きいたします。

2つ目は、病院会計の影響では、消費税が10%になった場合、約2,000万円の負担増になるということでもありますけれども、病院の経営健全化計画の見直し、計画そのものは見直ししなくてもいいのかどうかということについて、お尋ねいたします。

次に、生活保護削減に対する影響の問題ですけれども、生活保護受給者にすれば、削減されることによって非常に大変な事態になるということが言われていますけれども、私は、この問題について、いかに大変な事態になるかということについては、これまでの定例会などでも、本会議の中でもたびたび申し上げてきましたので、そのことについては繰り返しませんけれども、1つだけ例にあげますと、先ほどのご答弁の中で、40代の夫婦二人それから小学校1年生、中学校2年生の4人世帯の家庭ではどうなるのかということで見ますと、平成27年度では、改正前に比べて、年間にして20万7,000円減額されるわけです。

先ほどのご答弁では、10%を超えない限度の中でというぐあいにお答えされているわけですが、これを計算しますと、削減率でいえば11.1%になるわけですね。このことは、これだけ下げられるということで言えば、いわゆる1年間12カ月を、収入で言えば11ヶ月分の収入で12ヶ月生活しなければならない、そういう中身になるわけです。

私はこれまでも、こうした状態にならないように、国に対して、是非とも改善の要望について市長に申し上げてまいりましたが、これまで市長については、そうした努力を行ってきているとは思いますが、引き続き、国に対する働きかけを要望したいと思います。

また、今度の生保基準の引き下げということによって、他の制度、いわゆる各種減免制度の中で、美唄の単独で行っている事業に対しては、どのように対応しようとしているのかお尋ねいたします。

次に、介護保険制度の問題ですけれども、介護保険というのは、65歳になると介護保険証が交付されて、それだけではサービスを受けられない訳ですけれども、利用したい人が市町村に要請して、必要度に応じて要支援1、2、要介護1から5の7つのランクで認定されて、初めてサービスが受けられるということになるわけですが、社会保障制度改革国民会議の報告書の中では、要支援と認定された人たちは、これは、全国で約154万人いるわけですが、こうした人たちを介護サービスの対象から切り離す、そして、市長村が地域の実情に応じて行うボランティア事業などに委ねるという報告になっているわけです。介護が必要と認定された人たちにサービスを提供しないのは、国の責任放棄になるわけです。

また、市町村にそうした体制をつくれるという保証もないわけです。サービスを受ける権利を奪うということは、介護保険への国民の不信を強める、存続・存立そのものを揺るがすものになると思います。

要支援と認定された人たちが軽度と言われておりますけれども、身体や精神の障がいのため日常生活に支障があり、支援がなければ要介護になるおそれがある人たちです。掃除や洗濯、買い物などの援助がないと生活が成り立たない、ひとり暮らしの高齢者がたくさんいるわけです。また、認知症の人たちもいるわけです。

こうした人たちに対する要支援の介護はなし、こうした人たちの生きる権利を奪いかねない、そうした内容になっているというぐあいに思うわけですが、こうした、国の介護サービスに対する国の責任放棄につながる

ような改正に対しては、市長としても何としても高齢者の立場に立って、その改善のために、国に対する強い要望をしていく必要があるというぐあいに思います。

また、今度のこの報告の中でも、利用料の値上げという問題があるわけです。利用料が1割から2割になると約2倍になるわけです。

そうすると、これまでも利用料の負担が大きいために、介護サービスのメニューをすべて使うということではなくて、かなり抑えてサービスを利用しているという人たちもたくさんいるわけですが、利用料が値上げすることによって、そうしたサービスを抑制するという事態にもなりかねないわけです。

そうしたことも含めて、国に対する要望を是非、強めてほしいというぐあいに思います。

それから、生ごみの堆肥化の設備に向けてですけれども、現在、美唄ではどういう生ごみが発生して、それを処理するために、どういう機械というか設備というか、どういうものが必要なのかということについていろいろ検討されていると思いますし、そうした過程を経て、美唄ではこういう機種が一番ふさわしいというものが決められていくと思うわけですが、機種を設定する、設備を設定するまでの、また、工事の発注がどういう形で進められていくのか、このプロセスについて、どのように進められていくのか、お聞きしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政健全化計画の見通しについてであります、これまで市民の皆さんと職員

の理解と協力をいただきながら財政健全化計画を推進し、病院会計の不良債務解消を目的とした繰出金累計額は、平成 24 年度末で 11 億 7,700 万円となったほか、一般会計の実質収支の黒字確保、地方財政健全化法に基づく財政健全化の各比率について、目標とする計画値をクリアしてきたところであります。

地方交付税の動向など、地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。私としましては、まず、この計画の達成を果たすことが何よりも重要であると考えております。

また、職員給与の復活についてであります。職員給与の独自削減のほか、市税の税率引き上げなど、職員の負担以外にも市民の皆さんに負担をお願いしているところでありますので、計画実施に伴うこれらの負担を戻していくかどうかについても、最終年度である平成 27 年度の状況を踏まえながら、最終的に判断をしてみたいと考えております。

次に、市立病院につきましては、施設及び設備等の老朽化といった課題を抱えているとともに、美唄市地域医療提供体制ビジョンに基づき、今後は、保健・医療・福祉・介護の包括的連携の基幹的病院としての役割を担うこととしております。

現在、その行動計画となるアクションプランを策定しており、市立病院のあり方等についても、本年度中に一定の方向性が得られるよう取り進めてきており、検討内容等を踏まえた上で、病院の建てかえ等も含め、慎重に対応してみたいと考えております。

次に、消費税増税についてであります。消費税増税の関連法律では、消費税率の引き

上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、平成 23 年度から平成 32 年度までの望ましい経済成長のあり方に早期に近づけるための総合的な施策の実施、その他必要な措置を講ずるほか、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行停止を含め所要の措置を講ずることとなっております。

このため、国において各種経済指標による経済状況の把握や、消費税増税に関し有識者からの意見聴取等を行っているほか、回復しつつある景気の腰折れを防ぐための経済対策を実施する方針であると承知しております。

私としましては、今後とも、こうした国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、病院経営健全化計画の見直しについてであります。現在、国において平成 26 年度の診療報酬改定に向け、消費税増税に係る対策等について検討していると承知しております。計画の変更等については、これまでも国や道と協議を行ってきており、病院規模や経営形態等に大きな変更がない限り、計画を変更できない旨の指導等を受けておりますことから、現時点での計画の変更は考えていないところであります。

次に、生活保護費削減に伴う国への働きかけについてであります。国では、2 月の全国厚生労働関係部局会議において、「今回の生活保護費の基準見直しにより、それぞれの制度の趣旨や目的・実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考えとする」という方針が示された後に、6 月の全国市長会において「生

活保護基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響が市民生活に及ぶことがないように必要な措置を講じること」という提言をしているところであり、本市としましては、国の対応方針の趣旨を踏まえ、今後、必要に応じ、対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度の改正についてですが、これからの高齢化社会を見据え、介護保険制度をどのように維持していくかということは、非常に重要なことと考えておりますが、今回の改正の詳細は未定ですので、今後、利用者の負担が増えないよう、また、介護サービスが低下しないよう、全国市長会や関係機関とともに、国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、生ごみ堆肥化施設の発注方法についてですが、施設整備につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金の活用を予定しておりますので、発注方法につきましては、国が示す「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」に基づき、設計施工付契約によることとされております。

この契約は、性能発注方式によるものとなり、本市が求める堆肥化施設の性能等を仕様書として示し、設計と施工を一体的なものとして、プラントメーカーと契約を行うものがあります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

6 番、森川明議員。

●6 番森川明議員（登壇） 平成 25 年第 3 回定例会に当たりまして、大綱 4 点について、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱 1 点目は、土地開発公社についてです。1 つ目は、問題点と今後の経営改善についてです。契約管財課が担当しております第三セクター土地開発公社について、6 月 13 日に決算・事業計画・予算・資金計画の経営状況説明書が提出をされました。

内容はガラス張りですけれども、専門家ではないので詳しくはわからない点多々あります。貸借対照表では、負債資本が 13 億、損益計算書、当期純利益が 2,000 万等、売却収益が予想以上に少なく、借入金償還金が多額で、市も毎年、運営資金として無利子貸付をしており、先行取得用地を含めた保有地の長期借入金が過大となっています。債務超過を見ましても、いわゆる塩漬け状況であり、このままでは経営は大丈夫なのかという疑問が最初によぎりました。

土地開発公社は、市長は経営に直接関わっていません。副市長が理事長となっており、具体的な経営指導ができる立場にあると理解しております。市議会も、その経営に立ち入るという仕組みではありませんが、市民は関心が高く見守っているわけです。

質問をする以上、土地開発公社の状況を調べて見ました。1973 年、田中角栄での地価が暴騰し、公共用の用地を、民間デベロッパー、都市やまちづくりをする団体ないし開発業者等に言われ開発目的用取得と、各市で公社が続々設立をされました。

同じ年、美唄市も 1973 年、今から 40 年前、公共用地先行取得、住宅用地の造成販売を業務内容として設立をされました。その後、特別法であるために先行取得というものがしやすくなり、市議会や市民のチェックがあまり

指摘されなく今日に至っているわけでありませう。宅地造成のために取得した用地が売れなく、残ったのは高い金利なのです。果たして必要だったのかと疑問が残ります。それは設置の目的、市が破綻した役割がきちんと整理をされているかという点です。

2008 年から 10 年間、経営健全化対策委員会、委員長は総務部長で、経営健全化計画を策定し努力をしている点があるとしても、将来展望というのが見えてこないわけです。

契約管財課の事務分掌を見ましても、公社についての事項があり、今回の説明書では、事務職員が事務局長、事務局次長、係長、事務職員 3 名、計 6 名が配属されています。業務量を見ての判断ですので、この場では、とやかく言える立場ではありません。

先ほども触れました土地開発公社の今後、どのように推移をされるか、市民の関心事の 1 つですので、次の点について、お伺いをいたします。

- 1 つは、主な業務内容と問題点。
- 2 つは、債務超過の要因と解決策。
- 3 つ目は、経営改善の具体的な道筋です。

大綱 2 点目は農業問題についてです。1 つ目は、クリーン農業、有機農業の市の実態についてです。クリーン農業は、1991 年から全国に先駆けて提唱した環境保全型農業で、堆肥の有機物の施用などにより土づくりに励み、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限度にとどめるなど、安全・安心で品質の高い農産物の安定生産を進める農業で、それぞれの生産物に高い付加価値がつけられ、例えば、減農薬では、たんぱく質、含有率を抑えた美味しい米づくり等ができるなど特徴を持って

います。

各種農産物の認定制度も、有機農産物検査認証制度、特別栽培農産物表示制度、北のクリーン農産物表示制度、エコファーマー制度の 4 つでロゴマークを持っております。

全道・空知の実態を知るべく、過日、空知総合振興局の方に伺って状況を聞いて、このように資料もいただけてきました。いつもながら、適切に親切に対応していただいたことについては頭が下がるわけです。

そこで、「イエス・クリーン」、例えば、この例をとってみますと、20 の作物、平成 23 年、全道 376 集団のうち空知は 87 集団の 23.1%、取り組み面積も全道 3,350 ヘクタールのうち空知は 366 ヘクタール、全道に占める空知の割合は 10.9%となっています。

その中で、美唄市は空知の中心的立場にあるということです。カメムシの寄りつかないご承知のようなハーブ米、さらには除草してくれるアイガモ農法などは、既にもう全国的に発信され有名で、マスコミ等でも大きく報道されました。

農林水産省の 2010 年農林業センサスは、環境保全意識の高まり、クリーン農業技術の普及で 10 年間に 4 割も増加をしております。

現在の認証実件数は、稲作、畑作、野菜、果樹類、花き類、飼料作物と多岐にわたって分類されまして、全道合計 7,166 件、空知は 2,272 件となっております。

伺いたい点は、前向きに取り組んでおります、その美唄の実態についてです。1 つは、市の認定状況と作物ごとの登録集団数、2 つ目に課題と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

3点目は、労働問題についてです。1つ目、市の非正規労働者と失業者の実態についてです。2013年度から地域別最低賃金は、全国が時給15円アップの764円、北海道は、同じく15円アップの734円となりました。しかし、生活保護の時給換算額741円より7円低いと、最低賃金が生活保護の水準を下回る逆転現象にあるわけなんです。

実は、この逆転現象ですが、10都道府県では解消されまして、北海道のみが残る深刻な事態となっております。生活が安定し、消費を活発にしなければ景気回復にはおぼつかない、政府や企業はもっと働く人に賃金を還元させることを重視をしなければなりません。

8月30日の労働経済白書では、所得が年300万円を下回る低所得世帯で、働く貧困層といわれる「ワーキングプア」の境目年収200万円に達しない世帯主は、150万人もいると発表がありました。

また、総務省発表の労働力調査で、パートや派遣社員、非正規労働者のうち、正社員の仕事が無いため不本意に非正規で働いているという人が348万人もいる、いわゆる5人に1人にあがることが分かりました。

この調査では、非正規労働者数は男性600万人、女性1,270万人、合計1,870万人にもなり、前年同期より65万人も増加しており、その対策が急務となっているわけです。

そこで伺いたいのは、1つは、市の非正規労働者の数、2つ目は、15歳以上で働く意思、能力のある失業者の数、3点目には、今後の対策についてです。

2つ目の点としては、ニートについてです。少子化が進む中で、日本経済にも根深い影響

を与えているのは、ニートと言われる、フリーターでもなく失業者でもなく、そういう層で、全国で40万人以上、働くことも学ぶことも踏み出せない人が急増しているわけです。社会の入り口で立ち止まってしまい、引きこもりでもなく、気楽に親のすねをかじっているわけでもなく、社会との交わる機会を失った若者層、この現象は、世界でも広がりを見せているということです。報道もありました。

働くためにどのようなチャンスがあるのか、ニートは働かないのではなく働けないのです。ニートは働きたくないのではなく、なぜか働くために動き出すことができないのです。

労働問題で言えば、フリーターや失業者、パート労働者のみが注目が集まりますが、働くことと学ぶことを放棄をしてしまった若年無業者の実態はどのようなになっているか。

そこで、市の現状を伺いたいと思います。

1つは、市で把握している人数、2つ目は、札幌市ではニート就労支援を行っていますけれども、市の対策はどのようなになっているかという点です。

大綱4点目ですけれども、教育問題です。1つ目は、全国学力テストの後日実施についてです。6月の第2回定例会から3カ月経過しました。教育長答弁等、変わったかもしれませんが、再度この問題を取り上げ質問をいたします。

答弁では、教育長は「1校が参加できなかったのは遺憾で、校長に対し、私は厳しく指導した」と申ししていましたけれども、この考えは変わっていないかという点です。

全国テスト実施日が当初から決まっていたならば、このようなことは起こりませんでし

た。本日の新聞では、実は、記事によりますと、文科省は来年度のテストは4月22日と報道が発表されました。

ですから、今回はたまたま修学旅行と同じ日とぶつかったわけです。これはいたし方ないわけで、テスト実施を中止すべきところ後日実施としたわけです。

その取り扱いについて、当然、市教育委員会に報告し指導を求め、教育長が判断をしました。ましてや、テスト実施後、新聞、インターネットによって解答がなされた後ですので、校長よりも教育長の方に責任があるのではないかと、私は、強く感じているわけなんです。

学校行事は全て校長の責任という決め方はどうも納得がいきません。さらに、対応として教育長は道教育委員会に対し、経過を説明し了承をもらうための伺いを得ているとも判断します。問題は、道教育委員会にもあるのです。

この件について、次の点を伺います。

1つ目は、責任は学校でのことで、あくまでも学校長の責任としていますが、教育長の責任というのはどう感じているのか、この点について、答弁では触れていませんでした。

それから2点目は、教育長は道教育委員会に事情説明をし、断定の判断を求めたわけで、道教育委員会にも責任がある。インフルエンザで中止をした学校があったと、ですから、この件は中止で解決したのではないかと思うわけです。

それと3点目は、「確かな学力育成プラン」の取り扱いは、当然、正答率としては1校が除かれるわけですが、学習状況等のア

ンケート等、これはどのように取り扱うのか、お伺いをいたします。

2つ目は、教職員の多忙化対策についてです。教職員は、事務量の増加により休日出勤、超過勤務、自宅での仕事の持ち帰り、いわゆる風呂敷残業、テスト競合により管理体制の強化、研修の多さにより、その集約、報告書の作成、クラブ活動の強化等々、枚挙にいとまがない現状で、多忙化が慢性化しており、大切な子どもと向き合う時間が減少している現状です。

要因は、ゆとり教育から学力重視へとシフトの転換、新学習指導要領によるものであり、教職員の平日授業の過密化が顕著に表れているのです。

これ等を解決するためには、現場の状況を十分に把握をし、北海道・国に対して、改善要求をより以上示すべきです。一斉退勤日等の設定も1つの方法でしたけれども、これを守らなければ成果は上がりません。

次の点を伺います。

1つ目は実態の把握、2点目は今後の対策についてです。

3つ目は、土曜授業の復活の動きについてです。現在、学力向上ということで、全国では土曜授業を行う学校が増えているようです。

週5日制は2002年から実施をされ11年間、検証に検証を重ね導入され、今日に至りました。それは、学習偏重の詰め込み教育ではなく、休みの土曜日は、学校、家庭、地域での連携で子どもと向き合う、自ら学び、社会全体で子どもを守り育てていこうという5日制の理念のもとに、保護者を含め社会の賛同があったことから実現をされたわけです。

ところが現在、復活せよとする動きが全国であらわれてきました。文科省も、特別な必要がある場合に限って土曜授業補助をすると、その対象も、小学校 4,000 校、中学校 2,000 校、高校など 700 校で月 1 回以上の実施をするもので、何のための土曜休日だったのか、その趣旨が理解されておらず、これについては疑問に思うわけです。

土曜授業を行うか否かについては、市町村の教育委員会の判断であると言われていますが、復活は、教職員の労働条件がさらに悪化する懸念から戻すべきではないと、私は、考えております。

伺いたいのは、教育長は土曜授業復活に対してどのような考え方を持っているか、この点です。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、土地開発公社について、問題点と今後の経営改善についてであります。美唄市土地開発公社は「公有地の拡大の推進に関する法律」により、公有地拡大の計画的推進を図り、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的として昭和 48 年に設立され、これまで公園、道路等の公共用地の先行取得や個人向け住宅地の造成・分譲を行ってきておりますが、住宅分譲地の販売が振るわないことから土地の保有期間が長期化し、平成 24 年度末で 4 億 2,475 万 8,000 円の債務超過となっているほか、市の財政事情の悪化により先行取得用地の買い戻しが進まないことなどから、経営は大変厳しい状況にあ

ります。

債務超過につきましては、平成 19 年度に、つつじ団地や新橋団地など、実勢価格と乖離していた完成土地の簿価の見直しを行い、これにより生じた 4 億 4,349 万 2,000 円の評価損が大きな要因であり、この評価損は、平成 20 年度に策定した美唄市土地開発公社経営健全化計画に基づき、平成 21 年度から平成 34 年度まで、計画的に市が損失・補填することとしております。

経営改善に向けた取り組みにつきましては、これまで市のホームページやインターネットを活用するなどして、保有土地の売却に努めてきたところでございますが、経営健全化計画策定から 5 年を経過し、さらに保有土地の簿価と実勢価格が乖離してきていることから、計画内容の見直しが必要と考えております。

計画の見直しに当たっては、市の財政健全化計画の進捗状況を踏まえながら内容を検討し、経営健全化を図ってまいりたいと考えています。

次に、農業問題について、クリーン農業、有機農業の実態についてであります。平成 23 年度末における各制度の認定等の状況は、北海道が定めた「北のクリーン農産物表示制度」、通称「イエス・クリーン制度」では、水稻栽培が 5 集団、トマト、キュウリ、ネギ、メロン及びキャベツ栽培が各 1 集団で、合計 10 集団が認定され、栽培総面積は 190 ヘクタールとなっております。

環境保全型農業直接支援対策では、14 名が取り組み、その総面積は 48 ヘクタールとなっております。

持続農業法に基づく「エコファーマー制度」

では、稲作が 204 件、畑作物が 79 件、野菜が 35 件、合計 318 件となっております。

農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」では、水稻では 1 件認定されております。

なお、J A S 法に基づく「有機農産物検査認証制度」の対象者はございません。

また、イエス・クリーン制度の集団認定数は空知管内で最も多く、エコファーマー制度認定者数も、管内で 2 番目の多さとなっております。

次に、クリーン農業などの課題と今後の取り組みについてであります。いずれも土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬などを大幅に削減した栽培となるため、気象や土壌条件等により収量が不安定であることや品質が低下するほか、除草作業などの労働時間や生産コストが割高になるなどの課題があります。

このため、独立行政法人北海道立総合研究機構などと連携して、収量・品質を安定させる技術、病虫害が発生しにくい栽培環境づくりや、効率的な雑草の防除・土づくりに資する技術などの開発を推進するとともに、開発された新技術の普及や先進的農業者の実践している技術情報の提供などに努めてまいりたいと考えております。

次に、労働問題について、本市の非正規労働者数についてであります。平成 24 年度に実施した経営・設備動向調査で回答のあった 143 事業所のデータによりますと、総従業員 1,627 人に対し、非正規労働者となるパートタイマー従業員は 521 人で、臨時・季節労働者は 269 人、非正規労働者の合計は、790 名

となっております。

次に、15 歳以上の失業者の数についてありますが、平成 22 年の国勢調査では 903 名となっております。この人数につきましては、国勢調査以外の調査で把握することが難しく、現段階での人数は把握してないところであります。

次に、非正規労働者に対する今後の対応についてであります。近年の雇用環境は従来の終身雇用制度から、パート従業員、契約社員及び派遣社員など、いわゆる非正規の雇用形態に移行する傾向にあるほか、本年 4 月には高年齢者雇用安定法が改正され、これに伴い、若年労働者の雇用機会の減少が懸念されるところであります。

意欲や能力を十分に発揮できる雇用環境を整えることが重要であることから、市としては、企業訪問などを通じ、市内事業者に対し国・道及び産業支援機関の雇用支援メニューを周知するとともに、制度等の積極的な活用を促していくほか、ハローワーク岩見沢との情報交換を密にし、正規労働者の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、市で把握しているニートの数についてであります。厚生労働省の定義では、非労働者のうち 15 歳から 34 歳の年齢層に限定し、家事も通学もしていない、その他の者を総じてニートとしているところであります。

内閣府が本年 6 月に発表した「子ども・若者白書」によりますと、全国で 63 万人、同年齢層に占める割合は 2.3% となっております。

本市におきましては、ニートについて特に調査はしていないところではあります。国が発表した割合を平成 22 年国勢調査におけ

る本市の同年齢層人口に乗じた場合、100 名程度と思われます。

次に、就労支援対策についてであります、本市におきましては、ふるさとハローワークに就労支援員 1 名を配置し、求職者の就労支援を行っているところであり、今後におきましては、就労意欲のある方については、ハローワーク岩見沢に出張相談を依頼するほか、国がニート対策として設置を拡充している「地域若者サポートステーション」の訪問支援事業なども活用するなど、きめ細かな雇用対策を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 森川議員のご質問にお答えいたします。

教育問題について、初めに、全国学力・学習状況調査の後日実施についてであります、問題としているのは、重要な行事が重なっているということを見過ごし、直前まで気がつかなかったということが問題なのであります。

そのため、修学旅行の日程を変えるなど、修学旅行と学力テストの両方の実施を成立させるための方策をいろいろ検討してまいりましたが、名案がなく、やむを得ず学力テストの後日実施を決めたものでございます。

実施の判断に当たっては、当該校の学校改善並びに授業改善に向けて、生徒の学力の定着状況並びに学習状況の把握は欠かせないという校長判断のもとで実施したということでございます。

また、実施に当たっては、生徒及び保護者の方々に説明を行い、これまで疑義のなかったところであり、不適切な点はなかったもの

と考えております。

次に、この調査実施に当たって、北海道教育委員会に対して、道教委の判断を伺っていたのではないかというお話がありましたけれども、当日参加できないということ、このことについて経過の説明と対応を伝えたものであり、実施の判断を求めたものではございません。

また、道内においては、インフルエンザにより実施日での調査を見送った学校が 6 校ありましたが、すべての学校が後日実施しているところであります。

従いまして、私どもで中止を決めたとしたら、全道でただ 1 校のみがそれに参加しなかったということになるのではないのでしょうか。

次に、確かな学力育成プランでの取り扱いについてでありますけれども、正答率に含まれないものの、本市の児童・生徒の学力傾向や学習状況の分析には、質問紙調査による学習状況等を含め、すべての学校の調査結果を活用して検討を進めることといたします。

次に、教職員の多忙化の実態についてであります、教職員の時間外勤務の実態につきましては、平成 22 年 1 月、北海道教育委員会の「教職員の時間外勤務等の縮減について」の調査によりますと、教員の勤務日における 1 日の平均労働時間は、校長が約 10 時間、教頭が約 12 時間、教諭が約 10 時間から 11 時間となっており、また、勤務日における 1 日の持ち帰り時間は、小学校教諭で 37 分と最も長く、その他の職種については 20 分程度となっているところです。

長時間に及ぶ時間外勤務は、職員の心身の健康などに影響を与えるおそれがあることや、

子どもと向き合う時間を拡充する観点から、時間外縮減に向けて取り組まなければならない課題であると認識しております。

時間外勤務等の縮減に向けて、今後の対策につきましては、道教委では、平成 25 年度の時間外勤務等の縮減に向けて 5 つの重点項目を設定しており、その内容としては、月 2 回以上の定時退勤日を設定する。2 つ目に、年 2 回以上の時間外勤務等縮減強調週間を実施する。3 つ目に、週 1 回の部活動休止日を設定する。4 つ目に、週休日の振りかえ等に関わり、改善された制度を活用する。5 つ目に、休憩時間の確保に向けて会議の見直しを図るとしております。

市教委といたしましては、業務の効率化を図るため、教員 1 人 1 パソコンの配置や校内 LAN の整備、学校ボランティア等の活用などの取り組みを含め、各学校と連携を図り、家庭や地域の理解を得ながら、時間外勤務縮減を進めてまいりたいと考えております。

次に、土曜授業の実施についてであります。が、教職員の勤務時間など多数の課題がある中、都市部では人材の確保等、北海道と大きく条件が違っています。

そのため、本市における教育課題やねらいを明確にするとともに、土曜授業の必要性や可能性について、保護者や学校現場の意見を尊重し、十分協議、検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 12 時になりましたので、森川議員の再質問は午後からといたしたいと思います。

午後 1 時まで休憩といたします。

正午	0 時 0 0 分	休憩
午後	1 時 0 0 分	開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

森川議員の再質問から入ります。

6 番、森川明議員。

●6 番森川明議員 それぞれお答えをいただきました。

自席から再質問、それから答弁に対する意見を述べたいと思います。

大綱 1 点目の土地開発公社についてですけれども、1 つ目の、問題点と今後の経営改善についてですが、土地開発公社の運営の深刻さというのが伝わってまいりました。これは何も美唄土地開発公社だけでなく、ほかの市町の公社も同じ状況下に置かれているものと考えています。

特に、美唄市は地価の値下げが実は全道一と、東明地区ですけれども、ありましたし、各地を見てみましても、民間の土地の売れ残りが非常に多いと、「ただ今分譲中」という看板がやたらに目についております。答弁にありました公有地の拡大による個人向けの住宅等の販売が振るわず、先行取得用地の買戻しが進まなかったと、債務超過になる事態になったということの答弁でしたけれども、この点については一定の理解をいたします。

しかし、各土地開発公社を含め 1972 年から 1973 年の設立ですか、当時の状況に対し現在の置かれている立場、非常に強い風当たりがあることも事実です。岩見沢市は、土地開発公社の 2011 年決算の債務超過額が約 13 億円

あるということで、1970 年から 1980 年の公社の所有地の 97%も、いわゆる塩漬け状態にあるということを伺いました。

ここに 9 月 7 日のプレス空知の広告があります。これは旧栗沢管内のですけれども、サングリーントウン、この分譲を見ましても、理事長も目にしたと思いますが、単価平米が 8,300 円から 9,200 円と非常に安く、また、立地条件は、病院、小中学校がすぐそばですし下水道完備と、非常に立地条件の恵まれているところでも、なかなか思うように売れないと、こういう状況下にあると、今売れてるかもしれませんけども、この広告の状況は承知していませんが、伺える一面もあります。

市の土地開発公社の今後の道筋につきまして、総務部長が委員長の美唄市土地開発公社経営健全化計画の策定、確か平成 34 年までの長期間、市が計画的に損失補てんをするということで、市の財政面からしても大変な事態にあると言えます。

そこで、国の三セク債の活用等できないものか、もっと具体的にその点を示すべきでないかと思いますし、実は、南幌、滝川、栗山が解散を決定してると、深川が解散予定と、こういうことがマスコミで報じられている現状をみますと、そういう現実面を直視しつつ、厳しい再質問になると思いますけれども、解散を含めた方向性というのは、将来できないものか、何か要因があるのか、できない要因があるのかということも含めまして、ひとつ再質問をいたしたいと思います。

大綱 2 点目の農業問題についてですけれども、1 点目のクリーン農業、有機農業の実態についてですが、答弁にて、美唄市の状況を

知ることができました。イエス・クリーン制度は 10 集団で空知で一番だと、エコファーマーも実は 318 件で認定、空知で 2 番というふうに、常に美唄が良い位置を担っているという立場にあるわけなんです。

今日、出荷された農産物の例えば段ボール等を見ましても、カラフルなロゴマークが添付されておりますし、高品質時代というのが定着をしてるわけです。「安心して食べれる」、これこそが生産者と消費者の間の連帯を生んでるわけですし、農業従事者として、実は、農業白書では 60%が 65 歳以上であると、これは全国ですけれども、40 歳以下が 10%という年齢構成であります。食料自給率も前年同様 39%ということで、3 年連続して 40%を下回っております。また、北海道でも、若い就業者の 3 割が生活不安を訴えまして、1 つは T P P の動きもありますけれども、5 年以内に離農したいと、若い人が言っているという深刻さのあるデータも出てきております。

しかし、悲観論ばかりではなく、可能などころ、不可能なところを見極めることで農業の潜在力を発揮できるわけありますから、減農薬米に対して付加価値を付け、さらに利益率の高いものになるわけですから、所得の改善にも結び付きます。

そのためには、美唄市の指導も重要な位置を示すわけです。市農業発展に寄与できますので、課題を克服し、先進的な農業実現のために大いに期待をいたしております。詳しい実態、冒頭申しましたようにわかりました。

この点については、答弁は要りません。

3 点目の労働問題の関係ですが、非正規労働者、失業者の実態についてです。調査をし

ていただきました。お礼を申し上げたいと思います。

非正規労働者に関して、ある企業が正規労働者を1人解雇して、代わりに2名の非正規労働者を雇用したとします。そうしますと、雇用者数が1名増えますので、雇用の改善に貢献したと言えるように見えますけれども、実際、こうした正規労働者の非正規労働者への置き換えが、今、安倍政権のもとで大幅に進んでいるわけです。

雇用者に占める非正規労働者の割合は、現在4割近くになって膨張を見せていますが、正規労働者のリストラと結びつく、この低賃金、不安定雇用の拡大という雇用の悪化が反映されているのです。

美唄市の現状、非正規労働者が790名という答えでした。また、失業者の数も平成22年の国勢調査では903名となっておりますし、これは比較的多い数字と理解いたします。

意欲や能力を発揮できる雇用環境を整えるために、従前同様、積極的に行動し担っていただきたいというふうに思います。

次に、2つ目にニートの数についてですが、内閣総理府調査、全国63万人には驚きました。私の調べでは40万人以上、かなり増えている実態が浮き彫りになりました。

答弁によりますと、定義は、非労働者のうち15歳から34歳の年齢層で、労働も通学もしていないものをニートと呼ばれているわけですが、平成23年の国勢調査で検討していただきましたところ、約100人という数でございます。何としても、このニートを救う手立てがないものか。

市も、就労支援のために対策を様々な角度

から検討してるということですが、札幌市は既に支援対策を行っております。美唄市と札幌市と比較するのはどうかという一面もあるかもしれません。あらゆる規模が違いますから。しかしながら、支援の進め方等を参考にひとつ、きめ細かい雇用対策を進めていただきたいと思っております。

労働問題については、お答えは必要はありません。

4点目の教育問題についてです。1つ目の学力テストの後日実施に関する件ですが、学力テストは、もともと子どもたちの学習到達度を把握するのが目的でしたけども、今は、全校調査をしなければならぬ、また正答率がどうだと、全国の順位にこだわりを見せて来るようになってしまいました。

学生についても、現在、市内はどの学校でも選択出来るようになっているわけですが、一部優秀な中学校、いわゆる有名進学校だとか、あるいはスポーツの優秀校に集中する現象が現われ出しました。

この間、学力テストが全国最下位で腹を据えかねた、名前出しますけど静岡県知事です。成績下位の校長名を公表するとテレビでえらい力んでいたのを思い出しました。これは挑発的です。このような変な考えの人たちが正答率によって出てくるのです。全く見苦しい限りで、校長の責任といわれてもこれはどうにもなりません。校長が悪い、校長が悪いの一辺倒です。私からすると、表現的にどうかと思いますけれども、跳ね上がりの知事がいるもんだと思っております。

これは、以前指摘をしました。恐らくこういうことを繰り返すと、成績の悪い子は、実

施日当日、風邪を引いたという理由のもとに休んで欲しいと、逆に成績優秀な子だと、例えば風邪を引いてとも無理やりテストに参加させるというような、非常におかしな現象が公然と起こる可能性があるということなんです。自分の学校の答えの正答率を上げるための手段として、いろんな策が講じられる可能性があるということなんです。

この間、これ出てましたね。「学力危機北海道 全国最低レベルの北海道の学力、何がこの状態を生んだのか」と、こんな本まで出されてますよ。いわゆる成績の序列で学校名を公表せよというのは、これはもう出てくると思うんですよね。どんどん。学力テストをやったことによって。これはもう、想像以上に。

今、秋田がトップ、福井がどうだと、県間で争いをしているという実態もあるわけなんです。ですから、私はもう学力テストの本質に戻れということを言いたいのです。

教育長は、今回の取り扱いについては、私としてはやむを得なかったという判断をした、実施したということをおっしゃいます。正答が出された後の教育長の責任の関係を言ってるんですけども、際しまして、一向にそれに対する見解は述べられていません。それは、従前に説明をし、判断を求めた道教育委員会の方も指摘をされることなんです。

例えば、先ほどの答弁の中で、インフルエンザ6校中止、中止されたとばかり思っていました。ところが、インフルエンザの6校が、後ほどやっぱりテストをやっているんです。これは驚きましたよ。そしてさらに、教育長の答弁というのは、美唄だけ1校がその中の中止となると、これはこう、はっきり

言うとは大変なことになるというみたいな考えで僕は受け取りましたよ。そういう答弁が。そういう事態をいろいろ総合的に判断をしてみますと、道教育委員会の指導がはっきりしてると、いわゆる全数調査にこだわって、正答率にこだわってると、これがもう、ありありとわかるということです。

本日の北海道新聞の「読者の声」に出ていましたね。教育長、読んでるでしょう。教員からですよ。その投稿の内容といたしますのは、学力は正答率で測れるものでないと、正答率向上という限られた視点で学力を論じる前に、見直すべきであるということをおっしゃるんです。今日です。全くそのとおりだと思いますね。

私は、あえてまた、繰り返すかもしれませんが、これは教育長の責任についてどうだと聞いてるんですから、その点、答えてください。

それから、2つ目の教職員の多忙化対策についてです。これは、実態の把握について、いろいろ努力をしている面、この点については評価をします。率直にして。ただ、1日の平均労働時間の実態を見てみますと、教員は10時間から11時間という答え、これは多すぎると思いますよ。時間外縮減について5つの重点項目が述べられました。まずは、この重点項目を守ることです。

最近、教員の志願者が減ってきてると、2014年度は、道教育委員会は過去10年間で最低だったというふうに発表されております。教員の多忙化、これも大きな要因、都市の方に行きたいとか、大都市に行きたいとか、いろいろ要因があるにしても、何としても要因は、

やっぱり先生が忙しすぎるという、そういう実態があるということなんですよ。

将来にさらなる取り組みの強化をしていたきたい、このように思います。

これは(2)、2つ目は別に答える必要はございません。

それから3つ目の土曜授業の復活の動きについてですが、どうも教育長の考え方がピンと伝わってこないということです。就任時に教育長は、子どもの心と心をつなぐ、そのためには先生たちの協力を得ながら、研究をしたいと抱負を述べておりました。

学校週6日制復活は、子どもの主張を考えた場合、ずばり直言とはなかなかいきませんけれども、ただ、多くの意見があるはずですよ。5日制にした、いろいろな理念があります。もし復活となると、保護者、教職員、自治体そして地域住民、さらに関係する団体を加えた幅広い議論が必要となります。今、企業も週休2日制というのは増加し定着をしているんです。

あたかも、グットタイミングですけども、昨日、北海道新聞に道内の小中学校、土曜授業はゼロという見出しで掲載がありました。札幌市は必要ない、道教育委員会は検討中ということです。今回、全国的にみますと、1,735の市町村教育委員会から、「必要」は10.9%で1割ですよ。「必要ない」が30、いわゆる3割、「どちらとも言えない」が58.7%、こういう結果が出されてます。

しかし、機運というのが盛り上がっているのも事実ですから、この実態見たら時期尚早の感として考えざるを得ません。今の子供たちは、放課後も土日でも塾や習い事に忙しく

て、授業時間だけの問題ではなくなっていました。何しろ、周知のようにあの予備校の先生が「いつやるか、今でしょう」なんて、いわゆる今年の流行語大賞がこれで確実だと言われておりますけれども、予備校の存在を改めて見せつけられている現況です。これも教育をやっぱりあおっている一つでないかなというふうに思っております。

土曜日を休みにするということは、学校教育の枠を超えて、今やっぱり土曜日で家庭、地域の活動というのが主眼なんです。土曜日は家庭学習をするということです。ですから、その中で明言がちょっとありました。家庭という名なんですけれども、これは教育長覚えていると思いますが、何かで読んだと思います。「一人の父親は100人の校長に勝る」、ハーバートというイギリスの詩人です。画一的な学校教育よりも我が子の個性を知り尽くした父親の教育方が優れているという言葉です。もう1つは、「人の両親ほど最も自然にして最も好適な教育者はいない」と、ヘルバルト、これドイツの哲学者です。つまり、教育の基本は家庭にあるということを名言の中で強調しているんです。

詰め込み主義で、子どもと向かう時間が少なくなっていると申してきました。土曜復活よりも多忙化対策、そして、さらには教員を増やす等々の体制整備が不可欠というふうに思っております。

再質問ですから、この件については、同じような繰り返しの答弁が来る可能性がありますので、あえて、この点については触れる必要がないと思いますが、以上、ひとつお答えをいただきたいというふうに思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

土地開発公社についてであります。土地開発公社の経営につきましては、本市だけではなく各自治体とも厳しい状況にあり、国は、経営が悪化した第三セクター、公社の整理を図るため、平成 21 年度から平成 25 年度までの期限付きで「第三セクター等改革推進債」を創設し、空知管内においても、滝川市、深川市、栗山町、南幌町の 2 市 2 町がこの三セク債を活用して解散または解散する予定となっております。

本市におきましても、三セク債の活用について検討してまいりましたが、実質公債費比率や償還財源に課題があり、現在進めている財政健全化計画の目標達成に影響することから、現段階では活用を見送り、今後の市の財政状況を見きわめながら、公社の経営健全化を図っていきたいと考えております。

現在、国では、全国的に処理が遅れていることから、この三セク債の発行期限延長を検討しており、延長された場合には、改めて三セク債の活用について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員のご質問にお答えいたします。

後日実施の判断についてであります。これまでの学校改善や授業改善の検証、当該校の生徒の学力の傾向や課題を経年分析して把握すること、生徒の学力の課題に応じた学習指導方法の改善のためには、解答が公表され

た後であっても、貴重なデータとして調査の実施が必要であるという学校の判断により、教育委員会が了承して実施したものであります。

調査当日に実施できなかったことについては、教育課程の管理に適切さを欠いていたと受けとめており、今後、このような事態が生じないように、教育長として責任を持って指導してまいります。

次に、当該校の調査実施に当たっては、北海道教育委員会に対して、当日参加できない旨を経過の説明と対応の報告を行ったものであり、実施の判断を求めたものではありません。先ほどと同じでございます。

次に、土曜授業の実施についてありますが、私としては、保護者の皆さんの意向や学校の意見を踏まえながら、本市において土曜授業が必要であるのかについて、土曜日に授業を行う目的を明らかにするとともに、その上で実施の必要性、可能性、実施により期待される効果などをあらかじめ検討し、実施する場合は、教職員と十分に協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 6 番、森川明議員。

●6 番森川明議員 お答えをいただきましたけれども、1 点目の土地開発公社、この点については、意見を述べてみたいと思います。

土地公社の三セク債ですか、その動向についても、非常に私も聞きづらいことを質問をしたなという感を持っていますけれども、きちんとお答えをいただいています。その内容からみますと、やっぱり公社の深刻度というのは本当にわかってまいりました。

販売可能な状況にある土地など、どしどし売却すべきですが、売れる見通しがないと、また、長期・短期の借入金残額が今、合計 14 億以上残ってるというようなことで、また、一時借入金も限度になってきていると、着工から 5 年以上経過しても、土地等の買収がなかなか完了していない状況、5 年を経過をして開発工事も着手していないような状況もあるのではないかというふうにも判断もするんです。難題山積ですね。

そこで健全経営化努力を期待をしてるわけですが、3 セク債の活用にも今、市長の答弁のあったようになかなか課題があるようです。国の発行期限延長を見守るといふ、そういう答えもありました。

現状を憂慮、一つ一つ道筋についてはわかりましたので、今後は、市民の多くの方がなぜこのような状況になったのかということで、疑問に思ってる方も多々おられますので、1 つ軌道に乗せるように、1 年も早い解決を望んでおります。

次に、学力テストの後日実施について、どうしてもやっぱり、ちょっと、もう 1 点だけ聞きますから。答えてくれれば。今度は短くてもいいですよ。

解答の関係が公表された後でも、貴重なデータとして実施が必要という答えでした。であれば、学習状況を切り離して、それだけの調査、調査が生活状況とテストと 2 つありますからね。それを切り離すというやり方はできなかったものかと、そう思うんですよ。

切り離したらこれは後日、生活状況等のアンケートの調査については、これは何日遅れたって問題ないんですから。

ですから、修学旅行で疲れて帰ってきた後にすぐテストったら生徒もね、これは大変な負担だったと思いますよ。教育の立場から、何回答え聞いてもすっきりしないということですね。

また、インフルエンザの後日実施については、答える立場でないけれども、答えるかというみたいな受け取り方もありました。その中で、やっぱりこれは、足並みを揃えたということは、足並みを揃えているということは、道教育委員会の指導によるんでないかというふうに疑うんですよ。これ。教育長、なんか首振って、横に振っていましたから違うのかなと、私はそう思いますよ。

ですから、ここでくどくど、何回も同じことを繰り返すべきではないと私自身も判断します。

そこで聞きたいのは、市議会の定例会の場で、こういう質問があったという旨をですね、道教育委員会に伝えるべきだと思うんですけども、その点、教育長としてどう考えていますか。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 このようなご質問をいただきましたことで、道教委に対しましては、既に後日実施の経緯等を報告しているところでございますけれども、議会の場で、市議会の場でこういうご質問をいただいたということ、空知教育局を通じて北海道教育委員会に伝えていきたいと考えております。

以上です。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

13 番、土井敏興議員。

●13 番土井敏興議員（登壇） 平成 25 年第

3 回定例会に当たり、私は、大綱 2 点につきまして、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

質問に入ります前に、このたびの台風 18 号により、本道におきましても太平洋側を中心に影響をもたらしたほか、ことに、本州の各地におきましては甚大な被害が発生し、改めて自然災害の恐ろしさを再認識させられたところであり、また、犠牲となられた方や被害に遭われた方々に対しまして、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げ、1 日も早い復興を願うものであります。

それでは質問に移ります。

大綱の 1 点目は、農業行政であります。最初に、本市における成長戦略農業への取り組み等についてであります。国は、新たな成長戦略において、安倍総理は 5 月 17 日、3 本目の矢である成長戦略第 2 弾を発表しました。キーワードは「世界に勝つ」であり、とりわけ農業については、競争力を強化し、今後 10 年間で農業所得を倍増させるとし、そのための政策として、輸出倍増、6 次産業化、農地集積による生産性向上の 3 つの柱を掲げたわけであります。

1 つには、国や品目ごとに輸出戦略をつくって 2020 年までに農林水産品の輸出額を 1 兆円に倍増する。2 つには、農家が主体となり、生産から加工、販売までを担う 6 次産業化を支援して、農産品の付加価値を高め、10 年間で市場規模を現在の 1 兆円から 10 兆円に拡大する。3 つには、都道府県段階に農地の中間的な受け皿機関である公的な機構を新たに設置し、農家からこの機構が農地を一たん借り受けて農業基盤整備事業を実施をし、

大規模農家や農業法人などの農業の担い手に、まとまった形で農地を貸し付ける、言わば基本的な取り組みをこの 3 点に絞り、攻めの農林水産業の展開を図ろうとのことであります。

本市も農業を基幹産業の柱に据え、さまざまな取り組みを進めてきたところであり、ことに、生産性の向上や効率を高める機械化の促進には欠かせない基盤整備事業の取り組みがこれまで遅れていたことから、その遅れを取り戻すべく、急ピッチでは場の整備事業が進み出したところであり、本年からは、国営による農地整備事業も着工され、約 10 年の歳月を要することにはなりますが、これらの事業が推進されることで、本市の農地面積約 9,450 ヘクタールの 7 割程度が整理されることになるわけであります。

しかるに、今後においては、美唄農業の姿も当然こうしたことを踏まえ、様変わりしていくことが考えられるところであり、中でも現在、我が国は T P P 交渉に参加し、その中で農産物重要 5 品目については、私も農業者の一人として、何としても死守をしてもらいたいところではありますが、私たちにとっては非常に少ない情報からして、極めて先行きは不透明であると言わざるを得ません。

よって、本市の現状をしっかりと把握し、次の展開を図らねばならないところであり、そこで、本市の農家戸数 1 戸当たりの平均経営面積、また、後継者の状況についてと、これらを踏まえて、今後の推移と美唄農業のあるべき姿をどのように考えておられるのか、ご見解をお伺いをいたしたいと思えます。

2 点目は、新規作物の選択・育成・振興についてであります。本市においては現在、

耕地面積の約47%で米の栽培が行われているところでありすけれども、国は今後、この米の生産コスト40%削減方針を打ち出しているところでありすが、そこを目指した具体的な方針や方策は示されておりません。

一昨年、昨年と、米は平年作を上回ったところでありすが、それでも米の生産コストは約12%しか削減されていないのが現状であります。麦については、逆に約10%上昇をしているわけでありすが。今ほど申し上げました不透明であるTPP交渉の行方の動向にもよりすが、本市の主力農産物の米、麦、大豆、これがどのようになっていくのかについて、非常に心配されるところであります。

よって、こうしたことに大きく左右されない新たな作物の選択について、今から視野に入れていかなければならないのではないかと考えるところでありすが、新たな展開を図っていく上でも、新規作物の育成、振興策についてどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

3点目は、新たな農業関連産業の育成に向けた振興策についてであります。基幹産業である農業をしっかりと下支えをしていくためには、農商工連携はもちろんのこと、6次産業化も含め、農業に関連する産業の育成やあるいは誘致も含め、きめ細かく幅広い視野に立っての取り組みが必要であると考えるところであります。市としてどのような取り組みを進めていくおつもりか、お考えがあればお伺いをいたしたいと思ひます。

次に、農業行政の2点目でありすが、野性鳥獣害対策についてであります。過去から、農業者の皆さんは、何らかの野生鳥獣による

農作物の被害を受けてきたわけでありすが、近年、特にその被害が顕著となり、こうした事態を北海道も重く受けとめ、積極的に被害状況の把握や防止に向けて取り組みを強化していく対策に乗り出したところでありすが。

そこで、本市における前年度及び本年度の被害状況や被害額、また、捕獲の状況についてと、最近では、まちなかの一般家庭の菜園にも出没しているとも風聞しているところでありすが、それらの状況についてもお伺いをいたします。併せて、助成策を講じて展開している電気柵については、どのような効果があったのか、その点について押さえているのかも伺いをいたしたいと思ひます。

また、これらの被害を防止をしていくために、協議会を設置し今日に至っていると思ひますが、どのような活動がなされ、どう取り組んでこられているのかも併せてお尋ねをいたします。

これらを踏まえて、今後に向けて効果的な被害軽減に向けた、より積極的な防止対策が求められるところであり、その取り組みについてどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

大綱の2点目は、教育行政についてであります。以下3点につきまして、教育長にお尋ねをいたします。その1つ目は、近年の教職員の長年勤務者の人事異動の状況と実態についてであります。本来、学校教育を充実させ、よりよい教育環境を築いていくためには、若手・中堅・ベテランがバランスよく配置されていることが望ましく、すべてとは申し上げませんが、長年勤務者がいることにより、時として人事異動が滞り、教育の機会均等や

教育水準の向上・推進に影響が生じないとも言えないのではないかと感ずるところであります。

よって、人事異動の基本的な考え方と本市における長年勤務者の状況と実態について、お知らせください。

2つ目は、国旗・国歌についてであります。ある保護者より、市内の高校の入学式において一部の新生が国歌斉唱の折に歌っていない状況が見えたとの話をお伺いをいたしました。また、道教委の調査においても、そうした状況があるということが確認をされているようでもあります。

よって、市内の小中学校において、卒業式や入学式等の行事における国旗や国歌斉唱についての実施状況はどのようになっているのか、また、行事实施会場については、壇上とも言える、いわゆるステージ形式とその下となるフロー形式があるように聞き及んでいるところでもありますけれども、いずれの形式で実施されているのかも、併せてお伺いをいたします。

3つ目は、教職員の行動及び活動等についてであります。先般、実施をされました参議院議員選挙で、ある政党公認候補が市内東地区のショッピングモール付近において街頭演説会を開いていた場所に、買い物をした後に立ち寄ったところ、市内の学校の教員もその場に参加しているのを子どもとその保護者が目撃をし、時間帯からして、まだ学校に子どもたちの一部が残っているのではと思われる頃からして、しかも、その子どもの担任の先生であったとのことのようでもあります。

その状況について、違和感を感じざるを得

なかったという情報が道教委に入り、また、道議会においても議論された経緯があるようでもありますし、参加された先生については、時間休暇をとって参加されていた模様であります。一方、教育者という立場を見たときに、そうしたことが子どもたちに与える影響等を思うときに、教育長としてどのように受けとめておられるのか、お伺いをいたします。

以上申し上げまして、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 土井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、農家戸数の現状等についてであります。農家基本台帳を基に申し上げますと、8月末時点での農家戸数は729戸、1戸当たりの平均経営面積は12.4ヘクタール、後継者がいる農家の割合は約44%となっております。

また、10年後は、現在55歳以上で後継者不在の方が全てリタイアし、新規参加者がいないと仮定した場合、農家戸数は約6割に減少し、平均経営面積は21ヘクタール程度になるものと推計されております。

このため、今後は、担い手の育成や法人化の推進などを進めていくとともに、1戸当たりの経営規模の拡大に伴って、先端技術も活用した作業の自動化、効率化などを進めていくほか、大区画ほ場での営農に対応したほ場管理技術や栽培技術を確立し、経営の安定を図るとともに、効率化により生み出された労働力は、高収益作物の生産や6次産業化につなげて、農業所得の向上を図っていくことが必要であると考えております。

こうした取り組みを積極的に推進することにより、美唄市農業ビジョンに掲げた地域農業を支える多様な担い手が躍動し、安定した農業経営の実現を目指しながら、自然や環境に配慮した安全・安心で良質な農産物を生産し、市民や消費者などと強いきずなで結ばれた産地の姿を実現できるものと考えているところであります。

次に、新規作物等の振興についてであります。本市では、農協などと連携を図りながら、複合化による経営の安定や所得の確保に向け、これまでも西洋野菜などを導入してきたところではありますが、生産から販売までの体制や栽培技術等の問題から定着には至っていない状況であります。

しかしながら、本市農業の持続的な発展に向け、主要作物である米、小麦、大豆に続く新たな作物の導入が必要との考えから、現在、なたねの導入に向けた栽培試験等に取り組んでいるところであり、なたね以外の作物についても、今後、改めて関係団体などと検討を進めていくことが必要であると考えております。

次に、農業関連産業の育成・確保についてであります。農商工連携補助事業などを通じて、農産物に付加価値を付けて製品化する取り組みを支援しているところですが、今後は、地域資源である農業や農産物などのさまざまな情報を市が管理するホームページやフェイスブックなどを通じて、市内外へ発信するとともに、農業者と関連企業とのマッチングの創出にも努めてまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害対策についてであります。

初めに、農作物被害の状況につきましては、平成24年度では、水稻が20件1,264アール、スイートコーンが31件67アール、小麦が16件2,976アール、そのほか、スイカや大豆、イチゴなどが29件159アールで、被害総額は約654万円となっております。

なお、本年度は、11月に実施予定の被害調査の結果をもとに集計することとしております。

次に、捕獲の状況につきましては、平成24年度では、エゾシカが412頭、アライグマが65頭、キツネが14頭、カラスが230羽となっており、本年度は8月末現在で、エゾシカが76頭、アライグマが46頭、ヒグマが3頭となっており、捕獲した鳥獣は、一般廃棄物最終処分場への搬入または埋没により処理しております。

なお、アライグマは、非農家での捕獲頭数が、平成24年度では30頭、本年度は8月末現在で25頭となっていることから、生息地域は市内全域に及んでいるものと思われます。

次に、エゾシカ対策で導入した電気柵の効果につきましては、設置した農家からは効果があったとの回答を得ているところであります。

次に、美唄市鳥獣被害防止対策協議会についてであります。美唄市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物の被害調査を実施しているほか、箱わな、電気柵の管理やエゾシカの一斉捕獲などに取り組んでおります。

最後に、今年度の対策についてであります。美唄市鳥獣被害防止計画に基づき、美唄市鳥獣被害防止対策協議会や農業団体などと連携をして、鳥獣被害の防止に取り組むほか、

特に影響の大きいエゾシカについては、国の事業を活用して捕獲数の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 土井議員のご質問にお答えいたします。

教育行政について、初めに、市内小中学校の教職員人事についてであります。平成25年度の空知教育局管内公立小中学校教職員人事異動実施要項では、教職員の自主的、積極的な理解と協力を得るため、個々の生活状況を十分に把握し、それぞれの特性や勤務歴を生かし、多様な教職員経験を積むことができるよう努めることとされております。

また、学校群区分については、管内の小中学校の地域性及び学校規模並びにへき地指定基準等を勘案して、学校をA・B・Cの3群に区分し、各群における同一校の勤務年数については、A群及びB群の学校は6年、C群の学校は5年、C群の学校のうち、へき地1級の学校は4年、へき地2級の学校は3年となっており、本市の小中学校はA・B群に該当しますので、同一校勤務年数が6年目になりますと異動対象者となり、また、人事異動の要項上では、7年以上の勤務年数の者が長年勤務者と定義づけられております。

本市の長年勤務者の状況についてですが、本年度中で在籍年数7年以上の者は10名おり、このうち育児休業の取得による者が4名、職員団体専従の者が2名、長期研修派遣の者が1名含まれており、残りの3名が長年勤務者となり、来年度の異動対象者となります。

本市におきましては、平成22年度の教職員人事異動要項の改正以降、要項に沿った人事異動が行われており、長年勤務者の解消が進んでいる状況にあります。

次に、行事における国旗・国歌の取り扱いと実施形式についてであります。学校における国旗・国歌の指導は、児童・生徒に我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づいて行っているものであります。

本市の小中学校では、卒業式及び入学式において、校地内での国旗の掲揚と会場正面に国旗の掲示を基本として、式の中で国歌の斉唱を実施しており、形式につきましては、卒業式において、中学校では全校がステージ形式で実施し、小学校は1校がステージ形式、4校がフローア形式となっております。

国歌の斉唱につきましては、昨年度の卒業式と今年度の入学式において、来賓の皆様から、概ね歌われていたとの評価をいただきましたが、中には歌唱が十分でない学校もあることから、今後においても、年間指導計画に沿った歌唱指導の徹底を図ってまいります。

次に、教職員の参議院議員候補者の街頭演説会の参加についてであります。教育公務員については、教育基本法等における教育の政治的な中立性の原則に基づき、特定の政党の指示または反対のために政治的活動することは禁止されております。

また、選挙運動等の政治的行為の制限等についても公職選挙法及び教育公務員特例法に特別の定めがなされているところであります。

ご指摘のありました点については、法令上、服務規律上、不適切と判断される実態はありませんでした。

従って、教職員が年休を取得して参加する場合も考えられますが、私事の用務で街頭演説会に参加すること自体は違法行為とはならないものの、教育の政治的中立性が疑われたり、学校教育に対する保護者の信頼を損なうことがないよう自覚を持って行動することが重要であると考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 13 番、土井敏興議員。

●13 番土井敏興議員 それぞれお答えをいただいたところでありますけれども、何点か改めて、市長並びに教育長にお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

まずは、農業行政における成長戦略の関係でありますけれども、以下 7 点について、お伺いをさせていただきたいと思ひます。

まず 1 点目は、先ほどのお答えによりますと、推計では、年齢構成からして約 6 割位までに農家戸数が減少するとのことでありまして、その 6 割の農家の皆さんが、果たして平均的に 20 ヘクタールを超える面積の耕作が本当に可能なのかどうなのか、また、ほ場の整備がなされないであろう約 3 割も農地についても、今後どのようになっていくのか、これらについても心配をするところであります。

場合によっては、全体を通して農地の集積が滞るような事態ともなれば、不作付地や遊休農地が出てくることが考えられるなどからして、いかに担い手につなぎ、優良農地の確保と保全に努めていくのかについて、どのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたしたい

と思ひます。

2 点目は、政府の成長戦略における検討課題の中に、農地中間管理機構いわゆる農地バンクと通称言われているようでありましてけれども、これにおいて、大規模な農地集積に向けて、公募を中心とする貸し借りの仕組みづくりについて、さまざまな議論がなされているようでありましてけれども、その入り口を農業者以外にも大きく開放する考えも見え隠れするところであり、場合によっては、誰に農地をつなぎ、しかも誰にその農地を貸すということになるのか、心配の種が残るところであります。

よって、市としてはどのように受けとめておられるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

3 点目は、本市としまして、これまで、さまざまな角度から試行錯誤をし、特作あるいは新規作物に取り組んできたわけでありましてけれども、中でも、決定的にぬきんでた品目の定着には残念ながら至っていないところであります。

先ほど、高齢化についてのご答弁をいただいたところでありますけれども、現在、全国の人口構成の中で 65 歳以上の人口が 25%に達している、いわゆる 4 人に 1 人が 65 歳以上であると、そういう現状の中、このまま高齢化が急速に進むと、より収入の道というものが硬直化をして、いわゆる年金受給者が急増するわけであります。

そうしますと、高齢者は出来る限り、限られた出費を抑えるという意味から、医療費に対する出費も抑える、必然的に健康でいることが強く嗜好するという形の中で、健康維持

あるいは増進のために健康食品いわゆるサプリメント等や漢方系医薬品への依存が強くなるとされております。

そうした流れを受けて、製薬会社等が中心となって、薬用植物の栽培普及への取り組みが始まり、経産省北海道経済産業局もこうした動向をとらえて、情報の収集と栽培に向けた取り組みも始まっているとのことでもあります。

既にご案内のように、夕張市においては、漢方薬の製剤で有名な「ツムラ」が夕張ツムラ社を設立をし、工場を構え、周辺農家において栽培を委託し、これについてはビートや小麦などの畑作物の手取りを目標に事業の展開を始めており、昨年の9月時点で、面積に換算すると約200ヘクタールに達しているということでもあります。

こうした新しい動きについて、市としてどのような情報を収集しておられるのかについてもお伺いをいたしたいと思います。

4点目は、現在、取り組みの1つとして、なたねの試験栽培を行っているとのことでしたが、経過の状況と今後の動向について、お知らせをいただきたいと思います。

5点目は、ことに、新規作物の選択や振興策については、現在、交渉が行われているTPPによる影響が出てくる頃になってから、さてどうするということでは後の祭りになる恐れがあることから、現時点から、行政として先を見据え取り組んでいく必要があると思いますが、ご見解をお聞かせをいただきたいと思います。

6点目は、今申し上げた新規作物の導入の動きの中で、昨日の同僚議員のお尋ねにもあ

りましたが、ITを活用した先端技術導入の動きが、全国的にも、もう始まってきておりまして、特に施設栽培においては、オランダのコンピュータ制御システムによる施設栽培技術を活用して、新たな事業の展開を図ることであり、一部、トマト栽培で全国的にはスタートをしているようでもあります。

よって、こうした技術にも注目をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

7点目は、新たな農業関連産業についてありますが、市としても、豊富にある雪を利用したビジネスの取り組みを進めつつあるところではありますが、道内のある企業は、生鮮食料品の保冷に半導体利用の容器の開発に着手をし、実用化を目指しているとのことであり、こうした技術と雪とのマッチングが考えられないものなのか、一方、今、本市も生ごみの堆肥化に向け検討を重ねているところではありますが、最近の技術では、堆肥製造の過程の中で、植物の成長を促し増収に結びつけることができる、かなり精度の高いアミノ酸液体肥料が製造され、ほ場でも、既に実証試験も行われているようでありまして、その成果によっては、単に生ごみの堆肥化処理施設という発想ではなく、企業誘致という観点ともあわせ、そうした技術を持つ企業を誘致することも視野に入れて、美唄農業の一層の底上げを図っていくことも農業関連産業の育成上、肝要ではないかと考えるところではありますが、市長のご見解をお伺いをいたしたいと思います。

次に、野生鳥獣の被害対策に関してですが、3点について、改めてお伺いをいたします。

1点目は、これらの被害状況からして、全市的に広がりを見せていると捉えなければならぬのではないかと思うところでありまして、よって、農家ばかりではなく、広く市民の方々にもこうした状況にご理解をいただき、狩猟の免許等の取得についてもご協力をいただかなければ、被害の軽減につながらないのではないかと思うところではありますが、いかがでしょうか。

2点目は、被害防止対策協議会において、計画に基づき、さまざまな取り組みがなされているところと思いますが、とりわけ猟友会の皆様のご協力がなければ、現実的には、目標を達成することはかなわないわけであり、現状、そうした方々に対する費用や身分の扱い、さらには待遇等についてと今後の協力体制や連携のあり方についても伺いをいたします。

3点目は、被害防止に向け、電気柵の活用はもちろんのこと、最近では、隣町奈井江町のある企業がLEDを利用した被害防止機材を開発し、実証検討中とのことであるようですが、その効果について把握をしているのであれば、その状況と市としては、どのようにそれを見ているのかも、併せてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、教育長にお伺いをいたします。

まず、教職員の人事についてでありますけれども、基本的な考え方と現状については理解をさせていただきましたが、やはり根本的には、人事異動要項に沿って行われることが望ましく思うところであり、同一校で長年勤務するということは、教職員構成の適正化を図る上で、問題につながる可能性が発生しや

すくなるのではないのでしょうか。

そこで、同一校において、長年勤務となる要因については、どのようなことがあるのかについて、伺いをいたしたいと思います。

また、人事は毎年行われるわけでありまして、けれども、ひととき解消があったとしても、翌年には、翌々年にも新たな該当者が発生することとなるわけであり、よって、抜本的な解決策を講ずる必要があるのではないかと思いますが、教育長として、どのように取り組まれるおつもりか、お考えをお伺いをいたしたいと思います。

次に、国旗・国歌についてでありますけれども、国歌につきましては、教育長も必ずしも十分ではないとのご認識を先ほどお示しになられたと思うところではありますが、そもそも国家の歌唱指導については、どの段階で教えるものなのか、また、その時間数やそれぞれの学校における指導に関する状況をどのように把握をされているのか、ことに、高学年になるにつれ、教わる機会が薄れているのではないかとの声も聞き及びますが、学校長はどのように確認をしているのかも含め、こうした中において、より適切な指導の徹底に向け、教育委員会として今後どのように対応されるのか、ご見解をお示しをいただきたいと思います。

次に、国旗についてであります。その扱いについては儀式的行事、いわゆる卒業式や入学式等が当たるところであり、それぞれ掲揚されているとのことではありますが、私はやはり、その式場の正面に飾られることが望ましいと思うところであり、しかも、教育基本法や学校教育法において、伝統や文化

を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心とともに、他国を尊重し、国際社会の平和の希求と発展に寄与する態度を養うことが目標の1つに掲げられていると思うところであります。

さらには今後、ますます国際化の流れが加速をし、人々の交流もそれにつれて加速度を増し、よって日本の存在、立ち位置がより重きものになってくると思うところからして、私は、学校のある日については、毎日国旗を掲揚することが望ましいと考えるところであります。ちなみに、道立学校においては、267校すべてが毎日掲揚することになったとも聞き及んでおります。

よって、指導する立場にある教育長として、この点についてどのように考えておられるのか、ご見解をお伺いをいたしたいと思ひます。

次に、卒業式等の儀式的形式についてでありますけれども、先ほどのお答えの中で、ステージ形式での取り組みについては、中学校は全校実施であり、小学校については5校のうち1校にとどまっているとのことでしたが、非常に残念に思うところあります。

私は、子どもたちにとって、その学校生活の有意義な節目に当たり、万感の思いを胸に晴れやかに新たなステップの展開への極めて大きな動機付けとなるものと考ええるものであり、未実施校については、ステージ形式で執り行うよう明確に指導すべきと考えるところであります。お考えをお伺いをいたしたいと思ひます。

次に、教職員の行動等についてでありますけれども、私は、休暇を取得し、私事としてその演説会に参加したということについては

問題であると思うところではありませんが、ただ、場所や時間帯あるいは置かれている立場によっては、子どもたちや保護者の視線が注がれているということも、当然、意識をしておく必要もあるのではないかと思うところあります。

特に、児童・生徒は心身発達の成長過程にあり、判断能力等も未熟で十分備わっていない状態にあるといえ、特に義務教育の段階においては、先生のそうした行動や言動が大きな影響力を持つということは容易に想像できる場所であるところあります。

個人の活動の一環ではあるのかもしれませんが、教育者として不信感や疑念を持たれるような行動は控えるべきと考えますし、むしろ先ほどもいろいろ議論されておりましたが、全国学力テストの調査結果からしても、基礎的能力を引き出し、子どもたちの学力や体力の向上に向け、より一層の自覚のもとに惜しみない努力を傾注してくれることを願っているのが、保護者の方々の切実で率直な願いであらうと思うところあります。

よって、子どもたちが学ぶことの楽しさ、そして、成果を実感できる環境を、学校、先生、保護者が一体となって1日も早く確立していくことが肝要と考えますが、改めて教育長のご見解をお伺いをいたしたいと思ひます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 土井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農地の流動化対策についてであります。基盤整備を推進して生産性の向上を図り、担い手が経営規模の拡大に向けて農地の利用集積を進めやすい環境づくりに努める

ほか、市が、担い手への農地の利用集積及び農地の有効利用等の促進を目的に設置している農用地流動化推進員の活動を通じ、今後とも、円滑な農地の受け手、出し手の調整を実施してまいりたいと考えております。

なお、受け手が見つからない農地については、農地利用集積円滑化事業により、市が地権者の委任を受けて農地の流動化を図ってまいりたいと考えております。

次に、農地中間管理機構についてですが、国は、成長戦略の中で担い手への農地集積を加速するため、農地中間管理機構の設置について検討を進めており、農地の貸付先として企業等も含めることが検討されております。

このため、市としては、農地の利用集積の方法は、地域農業の将来の設計図といわれる「人・農地プラン」を基本に、地域の合意形成の下に進められるべきと考えております。

次に、新規作物の振興についてですが、夕張では、漢方薬メーカーが自社農場などで薬用植物のセンキュウの栽培を始めたことや、日高町では、道外企業との提携により、新たに薬用植物のカンゾウの栽培に取り組むことは承知しているところでございます。

次に、なたねについてですが、平成23年度から美唄市農協などと連携して、本市におけるは種適期、効果的な施肥方法などの栽培試験等を実施しているところでございます。

こうした試験結果なども踏まえ、市内では、本年秋には種する面積が約20ヘクタールに拡大すると伺っており、引き続き、なたねの普及、拡大に努めてまいりたいと考えており

ます。

次に、新たな作物の振興についてですが、本市農業が将来にわたり持続的に発展していくためには、新規作物の導入や開発を行っていくことが重要であると認識しており、農協などとの協議のもとに、具体的な作物について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、農業先端技術の導入についてですが、新たな作物の検討と併せ、調査・研究してまいりたいと考えております。

最後に、新たな農業関連産業についてですが、具体的には、市と商工会議所が主催するビジネス交流会のほか、北海道経済産業局などの支援機関や金融機関が開催する各種セミナーなどを活用し取り組んでいくこととしております。

次に、狩猟免許についてですが、銃の狩猟免許の取得に当たっては、専門的な知識や技術が必要なほか、経費や時間もかかるため、市といたしましては、外来生物法に基づく研修を受ければ、誰でもアライグマの捕獲作業に従事できる研修会の受講を呼びかけ、市民の皆さんの協力が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、猟友会美唄支部との関係についてですが、市の委託業務では、鳥獣の捕獲やヒグマの出没時におけるパトロール回数や実弾経費などを積算し委託しているほか、鳥獣被害防止対策協議会からは、エゾシカの一斉捕獲等に対し、従事者への捕獲活動費が支払われております。

なお、捕獲業務に従事する方々は、美唄市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の実施隊員に委

嘱しており、身分は市条例で定めるその他非常勤の嘱託職員であり、職務中に事故があった場合には公務災害の対象となります。

また、今後の連携・協力につきましては、猟友会の皆さんには、捕獲対策において重要な役割を果たしていただいておりますことから、今後とも、意見交換や情報の共有などを図り、連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、LEDによる防除機材についてですが、北海道が、昨年の秋と冬に実証試験を行った結果では、音声による効果は一時的でありましたが、光では最大1カ月間の効果が確認されております。

市といたしましては、引き続き、この機材の効果に関する情報をはじめ、新たな予防機材などの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 土井議員のご質問にお答えいたします。

本市における長年勤務者が生じる要因についてですが、その要因については、一般的に学校の指導体制上の理由により留任する場合や、教職員個々の特別の事情がある場合、例えば、本人が広域的な異動を希望しても実現しなかった場合などであり、本市においても同様の理由であります。

次に、長年勤務者解消に向けた取り組みについてですが、教職員はさまざまな地域や学校規模を経験することが教職経験を豊かにすることになることから、今後とも北海道教育庁空知教育局と密接な連携を図り、人

事異動実施要項に沿った人事異動が行われるよう努めてまいります。

次に、国旗・国歌の適切な実施についてですが、国旗の指導につきましては、小学校全学年の音楽の授業で指導するものとなっております。

本市の小学校の年間指導計画では、1校が4月に、4校が1月から3月の期間で実施し、各学年2時間から6時間の指導時数が計画されております。

各学校においては、管理職が授業を参観しての実際の指導状況を確認しているものであり、今年度につきましては、確実にどの学年でも国家が歌えるように、二学期からの計画的な指導を実施し、教育委員会といたしましても、実際の授業の実施状況を参観して確認してまいります。

国旗の掲揚につきましては、現状では、卒業式や入学式及び国の祝祭日に校地内に掲揚しているものでありますが、学習指導要領では、入学式や卒業式のほかに始業式、終業式、運動会、開校記念日に関する儀式があげられ、どのような行事に国旗の掲揚を行うのかは、各学校において行事の意義を踏まえて判断するものとされており、毎日の掲揚につきましては、この点を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、卒業式の形式につきましては、より一層、儀式的行事に相応しい式場となるよう、会場の正面に自然な形で国旗を掲示することが望ましいと考えており、厳粛かつ清新な雰囲気の中、児童・生徒の成長を祝うとともに、新しい生活への動機づけとなるよう指導を図ってまいります。

次に、演説会への参加についてであります
が、教職員が年休を取得し演説会に参加する
ことについて、法令上の問題はないものの、
保護者及び児童・生徒の信頼を損なうことが
ないよう、教育委員会として年度の初めや選
挙が実施される前には、校長、教頭を通じて
教職員に対し、自覚を持って行動するよう指
導の徹底を図っているところです。

今日、社会の変化、とりわけ教育を取り巻
く環境が急激かつ複雑に変化していく中で、
教職員一人一人の高い指導力や対応力はもと
より、学校あげての組織的な課題解決力が今
まで以上に求められておりますので、今後と
もそのような認識の下に、すべての教職員が
教育公務員としての自覚を持って職務専念に
努めることが重要であると考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わ
ります。

これをもって、本日の日程は全部終了いた
しました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時16分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____